平 成 24 年 度

監査報告

定期監査等結果報告

平成25年3月15日

横浜市監査委員

目 次

監査報告	告にあた	って・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
意見の概	既要⋯⋯		2
第1 盟		要····································	4
1		対象及び範囲	
2	監査の	期間	
3	監査の	方法	
<i></i>	:		_
		果等	
1		産(土地・建物)の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)	公有財産台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		意見1-1 公有財産台帳に係る情報の正確性の向上	
	(2)	土地・建物の現状把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	財産管理の総括としての事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
		意見1-2 財産管理の総括としての適切な支援の強化・・・	19
_			~ ~
2		健センターに係る事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)	児童虐待対応に係る事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
		意見2-1 児童虐待防止に向けた組織的対応・	
		情報共有の強化と人材育成の推進・・・・・・・	
	(2)	生活保護に係る事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
		意見2-2 生活保護事務における責任職による進捗管理:	33
	(3)	国民健康保険に係る債権管理事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
3		務·····	
	(1)	契約事務	
	(2)	検査・支出事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	補助金事務	
	(4)	現金、金券類及び物品の管理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
		意見3 適切な経理処理に向けた実効性ある取組の推進・・・	46

4	工事⋯	47
	(1)	積算誤りの防止対策・・・・・・・・・・・・・49
		意見4-1 積算誤り防止対策の強化・・・・・・・・・・・55
	(2)	工事に関する基本的なルールの遵守・・・・・・・・ 56
		意見4-2 基本ルールの再確認と徹底・・・・・・・・・60
	(3)	工事に関連する委託(測量及び地質調査委託)の変更契約・・・61
		意見4-3 工事関連委託における、現場実態に
		即した変更契約手続の構築に向けた検討‥‥ 63
5	財政援	助団体等 · · · · · · · · · · · · · · · 64
	(1)	経理処理65
		意見5 経理処理についてのチェック体制
		の整備及び意識啓発・・・・・・・・・・・・・69
	(2)	対象団体の事業運営の状況・・・・・・・・・ 70
巻き	末表・・・・	

横浜市長 林 文 子 様

横浜市監査委員川内克忠同山口俊明同尾立孝司同在田昌寿

平成24年度定期監査等結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

監査報告にあたって

我が国の社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化、エネルギー問題、災害への備えなど様々な課題を抱え、楽観を許さない厳しい状況にあります。横浜市も例外ではなく、限られた財源の中で様々な課題に対応しつつ、都市の活力や市民生活の安全・安心に向けた取組を進めています。

こうした中、市政運営においては適正な事務執行に加え、事業の見直しや 経費節減がこれまで以上に求められているところであり、平成24年度の定期 監査にあたっては、このような現状を踏まえた上で、本市の事務事業につい て厳正に監査を行いました。

今回の監査では、基本的な経理事務全般について広く監査を行うとともに、 決算と関連する「公有財産の管理」、福祉分野から「児童虐待対応」及び「生 活保護」等の事務についても監査を行いました。

監査の結果については、全区局に共通する課題を整理し、その改善の方向 性と合わせて監査委員の「意見」として取りまとめました。

一つひとつの施策実現に向けた事務の執行において、監査報告が活用されることを望みます。

執行機関においては、指摘を受けた部署だけでなく全ての部署が当事者意識をもって現状の課題を確実に振り返り、区局長を中心に責任者が十分にチェック機能を働かせるとともに、各所管課での自己点検や他課等による相互チェックに努めていただきたいと思います。

また、日常の事務の執行にあたっては、所属の責任者は業務実態や進捗状況を十分把握し、実情に応じた制度改正や、職員が問題を抱え込まないような職場環境の整備を行うなど、市政の信頼向上に向けた取組を着実に推進されることを期待します。

意見の概要

個別の事案に対して改善を求める指摘事項等を踏まえ、複数の区局に共通する重要課題の改善 の方向性についての監査委員からの提言を「意見」として付した。

	監査委員の意見	意見の概要
1 公有財産	意見1-1 公有財産台帳に係 る情報の正確性の 向上	各区局は、所管する財産の自己点検を行い、現状を的確に把握することが必要。 財政局は、財産の異動情報を公有財産台帳に迅速かつ正確に反映させることが必要。また、処理漏れ防止の局内手続を定めることなどが重要。
(土地・建物) の管理	意見1-2 財産管理の総括と しての適切な支援 の強化	財政局(財産管理の総括)は、各区局に おいて適切かつ円滑な財産管理が行われる よう、事務手引の修正、システムの改善、 財産担当職員の意識啓発や知識向上など、 より積極的な支援が必要。
2 福祉保健 センター	意見2-1 児童虐待防止に向けた組織的対応・情報共有の強化と人材育成の推進	組織的な情報共有による適時の支援が本 市全体で適切に実施されるよう、実態の把 握・分析と事務手順の標準化・徹底が重要。 区担当者の専門性の向上やノウハウの蓄 積、職員の虐待防止への意識を高めること が重要。 区と児童相談所の同行訪問などによる両 機関の相互理解の促進が肝要。
に係る事務	意見2-2 生活保護事務にお ける責任職による 進捗管理	被保護世帯に必要な援助・指導を行うには、生活実態や収入・資産を把握するための調査等の適切かつ確実な実施が必要。 そのためには、責任職による事務の進捗管理が一層重要。
3 経理事務	意見3 適切な経理処理に向 けた実効性ある取 組の推進	経理処理の一層の適正化に向けた実効性 ある取組として、基本的なルールの習得、 区局長による責任職への指導、責任職の職 制に応じたチェック機能の向上、事務処理 上の課題の明確化、課題解決の具体的な方 策の検討、相互チェック・定期的な検証(モ ニタリング)が必要。

	監査委員からの意見	意見の概要
4 工事	意見4-1 積算誤り防止対策 の強化 意見4-2 基本ルールの再確 認と徹底	積算誤り防止対策の強化として、担当課内の確認体制の強化だけでなく、各区局としての自己点検の検討が必要。 設計頻度が低い工事の積算をする際には、課や区局を越えた支援の強化が必要。 安全管理について、現場確認の徹底や請負業者への指導強化など、区局全体で継続的な取組が必要。 執行管理について、基本的なルールの再 歴記 際景間の担互チェック及び表に表に
	意見4-3 工事関連委託にお ける、現場実態に 即した変更契約 手続の構築に向 けた検討	確認、職員間の相互チェック及び責任者による確実な確認の継続的な実施が必要。 測量及び地質調査委託は現場に合わせて 作業内容を変更することが多いが、現行の 手続制度は実態に合っていない。 現場実態に即した変更契約手続の構築に ついての検討が必要。
5 財政援助団体等	意見5 経理処理についての チェック体制の整備 及び意識啓発	管理職による適切なダブルチェック体制の整備、経理処理の重要性に関する職員への意識啓発及び経理知識習得のための研修体制の整備が必要。

今回の監査における指摘事項及び意見の件数

	公有財産 の管理	福祉保健センター に係る事務	経理事務	エ事	財政援助 団体等	合 計
指摘事項 (個別件数)	8件 (97件)	1 件 (1 件)	4件 (299件)	6件 (48件)	4 件 (17 件)	23 件 (462 件)
意見	2 件	2 件	1 件	3 件	1 件	9 件

指摘事項: 違法または不当と認められる個別の事案について、是正を求めるもの

(地方自治法第199条第9項)

意 見:個別の指摘事項等を踏まえた、複数の区局に共通する重要課題の改善の方向性につい ての監査委員からの提言 (地方自治法第199条第10項)

第1 監査の概要

1 監査の対象及び範囲

区局及び統括本部について、主として平成23年4月1日から平成24年8月31日までに執行された財務に関する事務及び工事を対象に、対象課を抽出して監査を行った。区役所は事務等の共通性が高いことから、神奈川区、栄区及び瀬谷区の3区を対象とした。

事務については、経理事務のほか、「公有財産(土地・建物)の管理」、「福祉保健センターに係る事務」に関して監査を行った。なお、福祉保健センターについては、児童虐待対応及び生活保護に関する事務のほか、平成23年度に指摘した国民健康保険に係る不当利得返還請求事務及び督励算入事務について、再発防止の観点から監査を行った。

工事については、工事担当局のほか、技術的要素を含む委託の発注実績のある 局のうち、経済局及び消防局に対しても併せて監査を行った。

また、本市が財政的援助を行う団体等に対し、主として平成23年4月1日から 平成24年8月31日までに執行された出納その他の事務を対象に監査を行い、併せ て団体等を所管する局に対しても監査を実施した。なお、今回の監査では、本市 が出資する横浜シティ・エア・ターミナル株式会社、公益財団法人横浜観光コン ベンション・ビューロー及び横浜ウォーター株式会社のほか、公益財団法人横浜 市芸術文化振興財団を指定管理者としている施設のうち、横浜みなとみらいホー ル及び横浜市芸能センター(横浜にぎわい座)を対象とした。

2 監査の期間

平成24年9月21日から平成25年3月11日まで

3 監査の方法

監査にあたっては、区局・統括本部及び財政援助団体等の事務、工事等が関係 法規、規程等に基づき適正に執行されているか、効果的・効率的に執行されてい るかなどについて抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明 を聴取した。

また、監査委員による実地監査として、監査委員自らが事務の執行状況や工事の安全管理、経理事務の自己点検等について状況確認を行った。

なお、監査の対象等に関する詳細については、巻末表を参照されたい。

第2 監査の結果等

事務、工事、財政援助団体等に関する事務について、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。また、区局・統括本部及び財政援助団体等においては、自己点検を積極的に行い、事務改善を推進されたい。

なお、監査後に区局等が既に改善を行ったものについては、その内容を記載した。

1 公有財産(土地・建物)の管理

本市所有の土地・建物については、横浜市公有財産規則により、各区局は所管する土地・建物ごとに公有財産台帳を備えるとともに、財産管理を総括する財政局においては公有財産台帳のほか必要な台帳を備えることとされている。土地・建物の情報は「土地建物管理システム」に登録され、財産の異動や公有財産台帳の作成などの処理が行われている。

適切な財産管理を行う上で、公有財産台帳の正確性や網羅性を確保することは 基本であるが、平成23年度決算時には土地面積等について過年度分訂正が発生し ている。また一方で、厳しい財政状況の下、保有財産の有効活用や新しい公会計 制度の導入に向けた資産評価の取組が進められている。

このような中、公有財産情報の適切な把握と管理は、これまで以上に重要性が増してきている。

そこで、今回の定期監査では、土地建物管理システムに基づく財産管理が、正確・適切に行われているかという観点に立ち、また今後の決算事務の正確性の向上の一助ともなるよう、公有財産管理を取り上げた。

なお、監査対象とした各区局の公有財産の状況は、次の表のとおりである。

	土地	建物	合 計		
実施区局数	16 局、3区	15 局、3区			
監査対象数(全件数 A)	約 6, 100 件	約 2,400 件	約 8,500 件		
監査実施数(抽出件数 B)	296 件	161 件	457 件		
抽出割合 (B)/(A)	約 4.9%	約 6.7%	約 5.4%		

監査対象の状況(公有財産台帳で管理している財産件数)

また、監査にあたっては、各区局及び財政局における公有財産台帳の正確性や 増減異動等に関する情報の把握状況を確認するとともに、道路台帳等の法定台帳 や公営企業会計の固定資産台帳等で管理する土地・建物について、公有財産台帳 との整合性などを確認した。

(1) 公有財産台帳

監査の状況

財政局

ア 異動があった財産の台帳処理

財産について取得、処分、所管区局の変更など異動があった場合は、公有 財産規則等によると、各区局は速やかに財政局に対しその内容を通知し、財 政局による土地建物管理システムへの情報入力等を経て、公有財産台帳に反 映することとされている。

そこで、各区局の財産情報が適切に台帳管理されているか、抽出して確認 を行ったところ、異動があった財産について、必要な手続が行われていない ものがあった。

特に、財産の増減異動が生じた場合には、原則として当該財産を新たに所管する区局が異動通知を行うものとされているが、新たな所管区局において、その手続が失念されてしまう傾向にあった。

また、異動通知を受けた財政局においても、財産情報がシステムに入力されていなかった事例などが見受けられた。

財産を受ける区局 (新所管区局) 財産を渡す区局 (旧所管区局) 単産を渡す区局 (旧所管区局)

<所管換の手続の流れ>



土地建物管理システムの運用状況を 確認する監査委員

土地建物管理システムへ入力

<平成24年11月22日 財政局>

指摘事項

ア 公有財産台帳への登録・削除手続漏れ(財政局、こども青少年局、資源循環局、道路局) 取得又は譲渡した財産のうち5件について、所管課が財政局への異動通知など所定の公 有財産台帳登録・削除手続を行っておらず、台帳で管理すべき財産の登録漏れ、あるいは 台帳管理から外すべき財産の削除漏れが見受けられた。

ついては、早急に台帳登録・削除の手続をとられたい。【改善済み】

(ア) 新規財産の登録漏れ

平成23年度に青葉消防署青葉台消防出張所に設けられた複合施設について、こども青少年局所管(認可保育所・共用部分 計 896.70㎡)及び道路局所管(自転車駐車場・共用部分 計 355.90㎡)建物の台帳登録手続が漏れていた。(こども青少年局保育所整備課、道路局施設課)

(イ) 既に取り壊した財産の削除漏れ

既に取り壊した旧南部特別事務所の建物(250.67㎡)について、台帳削除手続が漏れていた。(資源循環局総務課)

(ウ) 既に譲渡した財産の削除漏れ

用途廃止した普通財産として、財政局が所管していた旧本大岡青少年の家の建物 (95.93㎡) について、平成13年度に地元の町内会に譲渡されているが、台帳削除手続 が漏れていた。(財政局管財課)

(エ) 廃道敷の処理漏れ

用途廃止された道路である廃道敷については、原則、普通財産として道路局から財政 局に所管換した上で売却等の処分を行っている。港南区分と戸塚区分を抽出して確認し たところ、公有財産台帳で管理すべきものの登録漏れや、公有財産台帳の管理から外す べきものの削除漏れがあった。(財政局取得処分課)

〇 港南区分

売却等の処分前の案件が公有財産台帳に登録されていないもの

平成22年度所管換分 40.78m²

売却済みの案件が公有財産台帳から削除されていないもの

平成22年度売却分 58.16㎡

【対象所属が行った改善内容】

財政局、こども青少年局、資源循環局及び道路局では、平成25年2月末までに当該財産の公有財産台帳への登録又は削除手続を行った。

イ 所管換や所属替すべき財産の移管手続漏れ(瀬谷区、健康福祉局、港湾局、教育委員会 事務局)

区局間での所管換や局内の所属替について、所管課において、財政局への異動通知など 所定の手続が行われておらず、公有財産台帳上は旧所管のままとなっているものが 52件 見受けられた。

ついては、早急に所管換等の手続をとられたい。【改善済み】

(ア) 所管換の手続漏れ

教育委員会事務局では、平成22年度に学校用地として建築局から土地(緑区所在、13,990.96㎡)の所管換を受けたが、所管換手続に必要な財政局への異動通知を行わなかった。(教育委員会事務局教育施設課)

- (イ) 所属替の手続漏れ
 - a 港湾局において、平成24年度の組織改編後、管財第一課の所管とされている財産の うち、土地・建物各 20件を抽出して確認したところ、土地 20件、約 4,580,000㎡、 建物 18件、約 40,000㎡について公有財産台帳の所属替手続が行われていなかった。 (港湾局管財第一課)
 - b 健康福祉局では、平成19年度及び平成23年度の組織改編等の際、一部の財産(土地 5件、約41,000㎡、建物5件、約14,000㎡)を障害企画課へ移管したが、公有財産 台帳の所属替手続を行わなかった。(健康福祉局障害企画課)
 - c 瀬谷区では、平成6年度に財産の所管を見直し、地区センター関係施設(土地1件、2,499.85㎡、建物2件、5,408.69㎡)については、地域振興課で所管することとしたが、公有財産台帳の所属替手続を行わなかった。(瀬谷区地域振興課)

【対象所属が行った改善内容】

教育委員会事務局では公有財産台帳上の所管換を、また、瀬谷区、健康福祉局及 び港湾局では、公有財産台帳上の所属替を、平成25年2月末までに行った。

ウ 財政局における、各区局からの異動情報のシステム入力処理漏れ(財政局)

財政局では、平成22年度に都市整備局の新築建物(金沢八景駅東口地区土地区画整理事業に伴う仮設店舗2件、168.93㎡)に関する異動通知を受けたが、公有財産台帳が未登録のままになっているので、早急に台帳への登録を行われたい。(財政局管財課)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

財政局では、平成 25 年 2 月末までに、当該財産の公有財産台帳への登録を行った。

監査結果を踏まえた課題

今回の監査において、各区局の財産異動に係る手続漏れには、組織改編時の引継漏れや、複数局が関わる複合施設の設置の際の登録漏れによるものなどが見受けられた。

各区局から異動通知を受けた財政局においては、通知書の受領や土地建物管理システムへの入力、内容確認といった作業が担当職員ごとに行われ、ダブルチェックや責任職による進行管理等が不十分であったことにより、システムへの入力漏れが発生していた。

また、各区局の財産異動に係る増減情報は、毎決算時に「公有財産増減及び現在高報告書」により財政局に報告されることになっているが、この時点での確認 や連絡が、両者の間で不十分であった。

公有財産規則によると、区局ごとに管財総括主任、財産所管課ごとに管財主任を任命し、組織的に財産管理を行うことになっているが、財産所管課の多くにとっては日常的に行う業務でないため、公有財産を主体的に管理するという意識を高めることが課題である。

以上を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見 1-1 公有財産台帳に係る情報の正確性の向上

公有財産台帳に係る情報の正確性の向上に向けて、各区局においては、 所管する財産について積極的に自己点検を行い、現状を的確に把握する必 要がある。特に、組織改編時などには、財産管理に係る事務の引継ぎに漏 れがないか再点検することが重要である。

財政局においては、土地建物管理システムの運用責任者でもあることから、各区局と連携しながら、財産の異動情報を公有財産台帳に迅速、正確に反映させることが必要である。また、各区局から提出された異動通知の受領及び入力業務について、処理漏れを防止するために局内手続を定めるなど、適切な処理に努めることが重要である。

イ 台帳価格の未登録

公有財産台帳には、所在地や面積、価格等の情報を登録することになっているが、台帳価格の未登録に関しては、平成16年度定期監査で適切な登録を求める指摘を行っているところである。

それを受けて平成17年度には、公有財産台帳(土地・建物)に価格を登録することについて財政局から通知が出され、また、平成21年度にも同様の通知が繰り返し行われている。

適正な財産管理を進める上で、期首時点の現在高、当年度中の増減、期末時点の現在高などについて価格面からも把握することは重要であるが、今回の監査において、土地約280件、建物約160件を抽出したところ、土地の約2割、建物の約1割について台帳価格が登録されていなかった。なお、これらの多くは、取得時期が古いものや開発に伴う提供地などであった。

指摘事項

公有財産台帳の価格の未登録(財政局管財課)

公有財産を管理するにあたり、面積や数量のみならず、価格を含めた財産の状況を把握することが重要である。また、台帳価格が未登録のものについて、財政局は各区局に対し平成17年度に市の統一的な算定方法を示し、速やかに価格を登録するよう通知しているが、依然として未登録のままのものが見受けられる。ついては、確実に価格の登録が行われるよう、実効性のある指導をされたい。

ウ 法定台帳等との整合性

(ア) 法定台帳

土地・建物について、公有財産台帳で管理するもののほかにも、道路や都市公園等に関しては、法令に基づく法定台帳として道路台帳や都市公園台帳等を作成して管理を行うこととなっている。今回の監査では、公有財産台帳の正確性の向上を図る上で、これらの法定台帳により管理されている財産等と、公有財産台帳との整合性について確認を行った。

その結果、法定台帳と公有財産台帳との間で、一致すべき内容が異なるなどの事例が見られた。

なお、各法定台帳と公有財産台帳の関係は次のとおりである。

法定台帳名	法定台帳で管理する財産	公有財産台帳上の取扱い	
道路台帳	供用された道路	適用除外 (公有財産台帳に登録せ	
20111111111111111111111111111111111111		ず。同様に、道路用地・河	
河川台帳	横浜市が管理する河川及び国・県から権	川用地も登録せず。) 	
	限移譲された河川及びその河川区域		
都市公園台帳	都市公園法に基づき設置される都市公園	市有財産は適用	
港湾台帳	港湾区域・臨港地区内における全ての港	(公有財産台帳に登録する。)	
	湾施設	,	

道路台帳を中心に道路管理状況を ヒアリングする監査委員

<平成24年11月22日 道路局>



公有財産規則(抜粋)

(適用除外)

第91条 前章(第5章 公有財産台帳等)の規定は、道路、橋りょう、河川及び海岸の用に供し、又は供することと決定した行政財産については適用しない。

2、3 省略

法定台帳 (抜粋)

道路法(道路台帳)

- 第28条 道路管理者は、その管理する道路の台帳(以下本条において「道路台帳」 という。)を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 省略

河川法 (河川の台帳)

- 第12条 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。
- 3 河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 省略

都市公園法(都市公園台帳)

- 第17条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳(以下この条において「都市 公園台帳」という。)を作成し、これを保管しなければならない。
- 2 都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 省略

港湾法 (港湾台帳)

- 第 49 条の2 港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。
- 2 港湾台帳に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

指摘事項

ア 公有財産台帳管理の適用除外財産の誤登録(財政局、道路局)

道路用地や河川用地は公有財産台帳による管理から除外することとなっているが、公有 財産台帳の中から、道路用地とみられるもの 40 件、河川用地とみられるもの 8 件を抽出 調査したところ、誤登録と認められるものがあった。

ついては、公有財産台帳管理から除外されるよう、適切な手続をとられたい。【改善済み】

(ア) 河川用地等として管理する際、公有財産台帳(土地)から2件削除されていなかった。 (道路局河川管理課及び河川事業課)

帷子川改修事業用地 543.41 m²

川上川河川用地 21.56 m²

(4) 財政局では、市有地に関する情報を把握する必要性から、公有財産台帳での管理から 除外することを前提に、例外的に道路用地の一部についても一時的に土地建物管理シス テムに登録しているが、必要な除外処理が行われていなかった。(財政局管財課)

環状3号線などの道路用地 24件 (25,922.16 ㎡)

【対象所属が行った改善内容】

道路局では、当該財産の公有財産台帳からの削除を、財政局では、公有財産台帳による管理の適用除外財産について除外処理を、平成25年2月末までに行った。

イ 都市公園台帳上の市有財産と公有財産台帳との不一致(環境創造局)

都市公園台帳に載せている本市所有の土地・建物については、公有財産台帳にも登録することとされている。公有財産台帳から公園に関する土地 28 件、建物 19 件を抽出し、都市公園台帳との整合性を確認したところ、公有財産台帳における登録漏れが 2 件(土地 1 件、建物 1 件)、削除漏れが 1 件(建物) あった。

ついては、適切な手続をとられたい。(環境創造局公園緑地管理課)【改善済み】

睦町公園 登録漏れ土地 351.88 m²

横浜公園 登録漏れ建物 55.26 m²

社宮司公園 削除漏れ建物 51.83 m²

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局では、平成 25 年 2 月末までに、公有財産台帳において当該財産の登録及 び削除を行った。

(4) 公営企業会計分

監査対象課が所管する財産について、監査対象期間中における公営企業会計の固定資産台帳等と公有財産台帳間での異動処理は、適切に行われていた。なお、公営企業会計における財産管理は、会計ごとに定められた規則等に基づいて行われており、公有財産規則に定める規定の一部については適用除外とされている。

公有財産規則(抜粋)

(適用除外)

第91条

- 1、2 省略
- 3 第5条の2 (管財総括主任)、第5条の3 (管財主任)、第8条 (公有財産の得喪変更の通知)、第9条 (行政財産の用途廃止等に伴う普通財産の引継ぎ)及び前章 (第5章 公有財産台帳等)の規定は、地方公営企業法 (昭和27年法律第292号)の財務規定等を適用する企業の用に供する財産については適用しない。

(2) 土地・建物の現状把握

監査の状況

財産の適切な管理や有効活用を進める観点から、平成22年3月に「横浜市 資産活用基本方針」が策定され、各区局は所管財産について自己点検を実施 するなど、保有する土地・建物の現状把握(資産たな卸し)に取り組んでい る。

そこで、公有財産台帳から土地約 270件、建物約 140件を抽出して、状況 を調査したところ、次のような事例が見受けられた。

- ア 所管換の際に、当初取得時の元資料の引継ぎがなされなかったことなど により、面積や取得価額等についての情報が確認できないものがあった。
- イ 財産活用の際に、使用許可や貸付けなど必要な手続が行われていないも のがあった。
- ウ 公有財産の貸付け等の利用状況について、決算時に各区局から財政局へ 報告を行うことになっているが、財政局において報告内容の確認を行って いないものがあった。
- エ 公営企業会計において、固定資産(土地・建物)について各会計で定め られた実地照合が行われていなかった。

指摘事項

ア 財産活用の際の必要手続漏れ (こども青少年局、病院経営局)

(ア) 脳血管医療センターが管理する土地には、健康福祉局所管の衛生研究所及び環境創造 局所管の環境科学研究所が所在するが、これらの施設について土地の使用に係る書類が 存在しなかった。

横浜市病院経営局公有財産規程に基づき、必要な手続をとられたい。(病院経営局脳 血管医療センター管理課)

(4) 横浜市立旧緑保育園の土地・建物を、無償で地元の町内会に対し貸し付けているが、 関係書類が存在しなかった。また、当該町内会は地元の放課後児童クラブ運営委員会に 対し、有償(月額8万円)で使用承諾を行っていた。

ついては、土地・建物それぞれにつき、早急に貸付条件を整備し、適切な貸付手続を とられたい。(こども青少年局放課後児童育成課及び保育運営課)

イ 公営企業会計における固定資産の実地照合の未実施(環境創造局、港湾局、水道局、病 院経営局)

下水道、埋立、水道、工業用水道及び病院事業の5つの公営企業会計において、それぞれの会計規定等に従い、3年に1回行うこととされている固定資産の実地照合が未実施だった。

ついては、各会計の状況に合わせて財産所管課間で相互確認を行うなど、規定に定めた 実地照合を行い、所管財産の現状把握を図られたい。(環境創造局経理経営課、港湾局経 理課、水道局資産活用課、病院経営局脳血管医療センター管理課)

(3) 財産管理の総括としての事務

監査の状況

財政局は、財産管理の総括として公有財産全般の現況を把握することとされている。今回、財政局を監査したところ、次のような状況が確認された。

ア システムマニュアルと現状の手続との不一致

土地建物管理システムは、平成8年度に導入され、平成20年度に現在のシステムに更新されているが、システムのマニュアルは平成11年度以降改訂されておらず、マニュアルに記載された事務手続等の内容が現状と適合していなかった。

イ 財産の異動情報に係るシステム登録及び関係帳票送付の遅れ

各区局から財政局に報告された財産の異動情報について、システムへの 登録が速やかに行われていなかった。また、財政局は年3回、財産の異動 時期に合わせて財産異動状況を各区局へ送付することとされているが、決 算時の1回のみとなっていた。

なお、財政局で集中的に行っていた土地建物管理システムへの入力事務 については、平成24年9月以降、各区局へ一部移管されている。

ウ 財産管理に係る様式と現状との不一致

各区局が作成・保管すべき帳簿として、貸付けや使用許可等の各種整理 簿の様式が公有財産規則に定められているが、実際には様式を使用してい ない事例が多くの区局で見られた。

また、「財務事務の手引き(公有財産編)」(平成24年4月発行)によると、財政局長は、各区局長の所管に属する公有財産の現況に関する記録として「土地所在地順一覧」を備えなければならないとされているが、現状はこれを作成していなかった。

エ 公有財産台帳に備えるべき図面についての基準の未整備

公有財産規則によると、公有財産台帳に添付する土地・建物等の図面は、 財政局が定める「公有財産台帳付属図面作成基準」により作成・保管する こととされているが、財政局ではこの基準を定めていなかった。

監査結果を踏まえた課題

公有財産台帳に基づく財産管理を確実に行うには、財産の取得・処分・所管換等に係る情報が適宜、的確に土地建物管理システムに反映されることが重要である。また、同システムについては、入力事務の一部が各区局でも可能となるなど、改修が図られているが、導入時の目的であったOA化による迅速な財産管理事務の実現に加え、財産状況の分析等に対応する機能が、資産活用の観点からも必要となってきている。

財産総括として重要な役割を担う財政局においては、各区局が適切な財産管理を行えるよう、事務マニュアル等の整備やシステムの改善を行う必要がある。また、財産管理への意識を高めるため、実務担当者のみならず管財総括主任や管財主任も含めた研修等の充実が求められる。

以上を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見 1-2 財産管理の総括としての適切な支援の強化

市民から負託された重要な財産である公有財産の適切な管理と有効活用という視点から、財産総括としての財政局の役割は、近年ますます重要になってきている。今後、より適切かつ円滑な財産管理を行うために、次のような観点から環境整備を一層進め、各区局への支援に積極的に取り組んでいく必要がある。

- 現状と異なる内容の手引、システムマニュアル、帳簿様式等について は、適宜状況に応じた修正や説明の補足を行う。
- 土地建物管理システムについては、財産の異動履歴などの情報が的確に把握できるよう適正な運用を図る。さらに、資産活用の観点から、財産データの抽出・集計といった機能も高めるなど、引き続き改善を進める。
- 各区局において、土地建物管理システムへの入力が可能となったこと から、財産異動処理の漏れなどが生じないよう、全庁的に財産担当職員 の意識啓発や知識向上を図る。

2 福祉保健センターに係る事務

本市では区役所に設置されている福祉保健センターにおいて、児童虐待対応、 生活保護に関する事務をはじめ、福祉や保健、生活衛生、国民健康保険等に関する事務を行っている。

近年、児童虐待は全国的に増加傾向にあり、本市でもいくつかの事件が発生している。また、生活保護についても、被保護世帯数は増加を続けており、市民の関心が高くなっている。

そこで、児童虐待対応に係る事務及び生活保護に関する事務が、標準的な事務 手続に沿って、区において適切に実施されているかについて監査を行った。

また、平成23年度定期監査において指摘した国民健康保険に係る不当利得返還請求事務及び督励算入事務について、再発防止の観点から監査を行った。



児童虐待への対応や生活保護事務の 実施状況についてヒアリングを行う監 査委員

<平成25年1月18日 瀬谷区役所>

(1) 児童虐待対応に係る事務

児童虐待については、発生予防から早期発見、早期対応、継続的支援まで、区 福祉保健センター及び児童相談所をはじめ多くの関係機関が連携を図りながら 対応をしていくこととなっている。今回は、主に区福祉保健センターにおける児 童虐待対応の事務や手続が、標準的な事務手順に沿って適切に実施されているか という観点から監査を行った。

ア 児童虐待の在宅支援件数の状況

平成 23 年度末現在、18 区役所の福祉保健センターが関わっている在宅支援 件数は 4,134 件であり、監査対象である 3 区についての内訳は次のとおりであ る。

在宅支援件数の内訳

(単位:件)

				(
監査対象区	要保護児童※1	要支援児童※2	特定妊婦※3	計
神奈川区	137	135	0	272
栄区	104	107	0	211
瀬谷区	119	69	1	189
全区 計	2, 268	1,854	12	4, 134

※1 要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

※2 要支援児童

乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが 特に必要と認められる児童

※3 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

イ 児童虐待への対応事務

(7) 虐待の早期発見及び発生防止

区福祉保健センターでは、妊婦健診や乳幼児健診、さらには保育所入所などの各種手続や窓口相談など様々な機会を通じて養育者や子どもの状況を把握し、児童虐待の早期発見や発生防止に努めることとなっている。

特に、乳幼児健診(4か月、1歳6か月、3歳時に区役所で実施)では対象のほぼ全数を把握可能であり、未受診者については家庭訪問等により受診を勧奨するとともに安全確認を行うこととなっている。

(イ) 児童虐待(不適切養育)に対する支援

児童虐待やその恐れがある状況を把握した場合は、5段階(A~E)に分けた虐待の危険度に応じて、区役所と児童相談所が役割分担して支援を行っていくことになっている。

支援の進め方や方法は、横浜市養育支援マニュアル(以下「マニュアル」という。)等により、おおむね次のようになっている。

① 「児童虐待及び不適切養育の共有ランク表」を用いて、組織的な判断に基づき各事例のランク*4を決定する。

その上で、A(重度)、B(中度)の事例は主に児童相談所が担当し、C(軽度)、D(危惧有)、E(養育支援)の事例は主に福祉保健センターが担当となって対応や支援を行う。

- ② 福祉保健センターは担当するC~Eの事例について、養育支援カンファレンス**5等で、支援内容や状況の確認、リスクの判断、支援方針の決定等を行う。
- ③ 福祉保健センターと児童相談所は、連携強化のために、在宅支援進行管理会議**6を開催して、A~Dの事例を対象に情報共有や、支援状況・支援方針・ランクの確認等を行う。
- ④ 福祉保健センターは、各事例ごとに決定された支援方針に基づいて、 育児支援家庭訪問**7等の個別支援やファミリーサポートクラス**8等の 集団支援などを実施する。
- ⑤ 定期的に養育支援カンファレンスにおいて状況の確認を行い、次の支援につなげる。

※4 ランク

不適切な養育の状況を、児童虐待の程度等により、A(重度)からE(養育支援)に指標化したもの。児童相談所と区福祉保健センターのランク決定の共通化のために、 平成23年8月に、「児童虐待及び不適切養育の共有ランク表」として策定した。

※5 養育支援カンファレンス

不適切な養育状態にある子どもやその家庭について、責任職、社会福祉職、保健師等が出席し、組織的判断を行い、支援方針等を決定するため、区福祉保健センター内で行われる会議。

※6 在宅支援進行管理会議

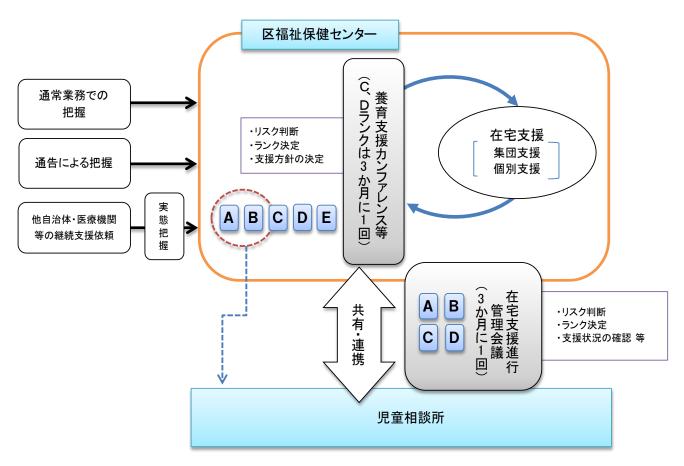
主に児童相談所が担当するA(重度)、B(中度)の事例と、主に区福祉保健センターが担当するC(軽度)、D(危惧有)の事例について、相互に支援状況等を確認し、支援に漏れがないよう連携するために共同で開催する会議。原則として3か月に1回程度(年4回程度)開催することが、児童虐待防止における在宅支援進行管理会議実施要綱により規定されている。

※ 7 育児支援家庭訪問

育児支援が必要な家庭に、育児支援家庭訪問員等が訪問し、安定した育児が可能となるよう支援を行う事業。

※8 ファミリーサポートクラス

育児不安を持つ養育者同士が、カウンセラーなどの専門職の助言等を受けながら育児に関する悩みを話し合うことにより、育児不安の解消を図るためのグループミーティング。



<区福祉保健センターの相談・支援フロー>

ウ 専門性を高める人材育成の取組

こども青少年局では、区において児童虐待対応を担当する保健師、社会福祉職職員の人材育成を図る目的で、虐待対応の経験が豊富な児童相談所の専門知識やノウハウを習得するための実地研修を平成24年度に実施している(保健師:5~6月、社会福祉職:9~10月)。

また、区と児童相談所の知識等の共有と相互理解を図るため、双方の職員による合同研修を平成24年度に6回実施している。

エ 各区における児童虐待対応の強化に向けた研修等の取組状況

神奈川区においては、平成23年度から平成24年度にかけて、区福祉保健センター各課職員に対して、児童虐待についての講座等を計4回実施する等の取組を行った。

栄区においては、平成24年度から、保護課との情報共有を図る会議を毎週1 回実施するとともに、区役所内の他課に出向いて児童虐待ミニ講座等を行い、 区役所全体での児童虐待対応に向けた取組を行った。

瀬谷区においては、平成23年度にプロジェクトを立ち上げ、区役所内の他課 に出向いて虐待防止に向けた研修を実施するとともに、児童虐待に関する課間 連絡用の様式を作成し、情報共有を促進するなどの取組を行った。

オ 児童虐待対策連携強化プロジェクト

区と児童相談所の連携を更に強化して、児童虐待対策の一層の推進を図るために、平成24年10月に「児童虐待対策連携強化プロジェクト」が設置され、区、児童相談所及びこども青少年局が合同して課題及び対応策の検討を行った。平成25年1月に発表された報告書によれば、基本的な考え方を「役割分担」から「それぞれの役割を活かした協働」へと転換し、虐待のランクのみでなく支援の方向性を共有して柔軟に主担当を決定するなど、共通の目標に向かって相互に補完できる関係を目指すこととしている。

対応の方向と具体的な対応策は次のとおりである。

児童虐待対策連携強化プロジェクトでの検討結果

対策項目	主な対応策				
区と児童相談所の役割	・児童相談所の区への支援体制強化				
○	・区役所各課から区こども家庭支援課への情報提供の促進 等				
	・区こども家庭支援課の児童別記録の徹底				
ケースマネジメント	・業務標準化・支援の水準向上に向けた局から区への業務実地				
	指導の実施 等				
取り組むべき支援策 ・一時保護所整備と一時保護委託先の拡大 等					
人材育成	・区こども家庭支援課、児童相談所職員の双方向での実地研修				
八例 月风	の拡充 等				
連携促進のための体制整備	・区こども家庭支援課社会福祉職の虐待対応業務従事の明確化				
是156亿EV/CW/V/P的金加	及び養育支援担当保健師の配置 等				

監査の状況

調査対象とした3区(神奈川区、栄区及び瀬谷区)において、児童虐待の対応 状況は次のとおりであった。

ア 初期対応時の状況

監査対象期間中に区が受けた、虐待等に関する通報の記録及びヒアリングから初期対応の状況を確認した。(神奈川区 10 件、栄区8件、瀬谷区7件を確認)

通報を受理した場合の対応として、マニュアルでは、責任職を含めた養育 支援カンファレンスの実施、ランクの決定、児童相談所への連絡、現地に赴 いての安全確認等の手順が示されているが、各区ともこれらの手順に沿って、 状況や緊急度に応じて現地確認等の対応を行っていた。

イ 在宅支援進行管理会議の開催状況

在宅支援進行管理会議については、会議の開催頻度は原則3か月に1回程度(年4回程度)とし、A~Dランクの全件について状況の確認を行うものとされている(児童虐待防止における在宅支援進行管理会議実施要綱)。

そこで、3区における会議開催状況をみた結果は、次のとおりであった。

在宅支援進行管理会議の開催状況

		神奈川区	栄区	瀬谷区	会議実施要綱
	開催頻度	3か月に1回	3か月に1回	4か月に1回	3か月に1回 程度
23年度	対象	新規事例・ 状況変化が生 じた事例	各回A~D ランクの全件 (主に新規事 例・状況変化 が生じた事例 を検討)	各回A~D ランクの全件 (主に新規事 例・状況変化 が生じた事例 を検討)	各回A~D ランクの全件
	開催頻度	3か月に1回	3か月に1回	4か月に1回	3か月に1回 程度
24年度	対象	新規事例・ 状況変化が生 じた事例及分 各回にC、Dラ れたC、1年で 1巡)	各回A~D ランクの全件 (主に新規事 例・状況変化 が生じた事例 を検討)	各回A~D ランクの全件 (主に新規事 例・状況変化 が生じた事例 を検討)	各回A~D ランクの全件

開催頻度については、神奈川区及び栄区は3か月に1回、瀬谷区は4か月に1回会議が開催されていた。

対象については、神奈川区では、新規事例や状況変化が生じた事例を検討しつつ、C、Dランクについての検討が1年で一巡するよう各回に配分されていた。栄区及び瀬谷区では、主に新規事例や状況変化が生じた事例を検討し、各回ごとに、A~Dランクの全件について、在宅支援進行管理台帳(養育支援台帳)*9により概略を確認していた。

なお、会議での情報共有の基となる在宅支援進行管理台帳(養育支援台帳) について、状況欄や会議結果欄に記載がないものも一部に見受けられた。

※9 在宅支援進行管理台帳(養育支援台帳)

不適切養育に対する支援を行う対象事例を登録・管理するための台帳。ランクがA~Eのいずれかに決定された事例を登録するもので、平成24年1月からシステム化され、児童相談所と区福祉保健センターの双方で情報更新等が可能となった。

ウ 養育支援カンファレンスの開催状況

マニュアルによれば、C、Dランクの全件について、福祉保健センターの所内会議である養育支援カンファレンスにおいて、原則3か月に1回、支援状況等の検討を行うこととされている。

そこで、3区における開催状況を見た結果、養育支援カンファレンスの対象 は次のとおりであった。

C_{λ}	Dランク	における	養育支揺カン"	ファレンスの対象
\sim	D///	1-4011		'

	神奈川区	栄区	瀬谷区	マニュアル (標準)
23年度	新規事例・ 状況変化が生 じた事例等	在宅支援進 行管理会議と 合同開催	新規事例・ 状況変化が生 じた事例等	C、Dランク の全件
24年度	新規事例・ 状況変化が生 じた事例等	(7月まで) 月末で) 有宅理会議 合同開催 (8月から) 新規事化・ 状況事例・ じた事例等	新規事例・ 状況変化が生 じた事例等	C、Dランク の全件

3区とも、新規事例及び状況変化が生じた事例等を対象として、養育支援カンファレンスが開催されていた。

エ 個別事例における区と児童相談所の対応状況

個別事例について、区と児童相談所が協働して対応する場合は、双方の役割や権限に応じて対応することとなる。例えばネグレクト**10の一部の事例において、児童相談所への一時保護を実施すべきかどうかについては、区は虐待の重篤化を防ぐために一時保護の実施が必要と考える一方、児童相談所は一時保護の実施による本人や養育者の心理的影響なども考慮した判断が求められ、両機関の考え方に相違がある場合もあった。

※10 ネグレクト

児童虐待の類型の一つ。食事・衣服・住居などが極端に不適切で健康状態を損なうほどの無関心や怠慢、病気や怪我をしても治療を受けさせない、乳幼児の棄児や置き去り、また乳幼児だけで放置することなどをいう。

監査結果を踏まえた課題

ア 児童虐待対応についての事務水準の相違

マニュアルでは、状況を把握するための「在宅支援進行管理会議」等の開催 頻度や付議すべき内容等について標準を示しているところであるが、各区にお いては、それぞれの判断に基づいた対応を行っている部分もあり、マニュアル との相違及び区ごとの相違がみられた。

虐待対応においては、マニュアルにも記載されているとおり、「気になるケースを連携の隙間に落とすことなく、常に現在進行形の見える形として対応機関が組織で把握し続けている状態にあることが必要」であり、また「支援方針は一人の判断で行うことなく、各所属の長を含めて組織的に対応していくことが必要」である。

イ 組織的対応・情報共有の強化

在宅支援進行管理台帳(養育支援台帳)への情報集約や会議記録に不十分な点が見られた。

組織的対応・情報共有については、組織全体、特に責任職が全件の情報を把握できる状態にあることが重要である。

ウ 区と児童相談所との連携と相互理解の促進

区と児童相談所の連携については在宅支援進行管理会議をはじめとして 様々な取組が進められているが、両機関が常に適切な連携の下に児童虐待対応 を行っていくためには、それぞれの支援の内容や果たすべき役割、現場の実態 等について今まで以上に相互理解を深めていく必要がある。 以上を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見 2-1 児童虐待防止に向けた組織的対応・情報共有の強化と人材育成の推進

児童虐待対応事務については、「児童虐待対策連携強化プロジェクト」に おいても検討されてきたところであるが、対象となる全ての案件について組 織的に情報共有を行い、適時に必要な支援を行うことが重要である。これら の事務が本市全体として適切に実施されるよう、区局が連携して実態の把 握、評価・分析を行い、各種会議の運営方法や記録管理等の事務手順の標準 化と徹底を図ることが望まれる。

また、現場での適切な対応が図られるよう、特に区の担当者の専門性の向上やノウハウの蓄積、職員の虐待防止への意識を高めることなどについて、 更なる取組を行うことが重要である。

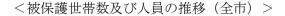
区と児童相談所の連携強化に向けては、会議のほか同行訪問や合同研修の機会の活用など、両機関の相互理解を促進することが肝要である。

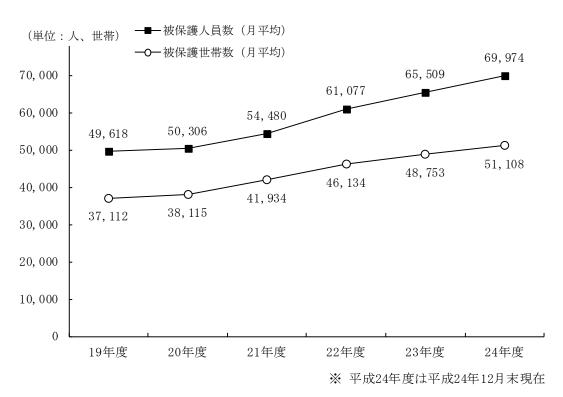
(2) 生活保護に係る事務

区保護課では、被保護世帯の生活状況を的確に把握するため、訪問調査や収入・資産調査などを行っており、これらの調査は、適切な援助・指導とともに、生活保護費の適正給付のためにも重要である。これら調査事務が適切に実施されているかを中心に、監査を行った。

ア 被保護世帯数等の推移

被保護世帯数及び人員数は、高齢化の進展や経済情勢の影響などから、毎年 度増加傾向にあり、平成24年度も増加を続けている。





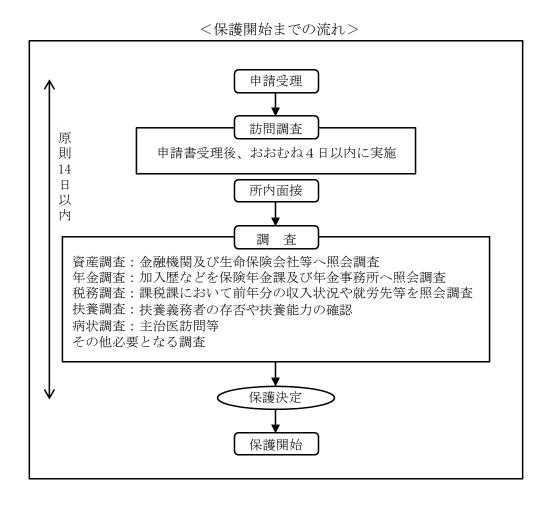
今回監査対象となった3区の被保護世帯数及び人員数は、次のとおりである。 被保護世帯及び人員の状況

監査対象区	被保護世帯	被保護人員
神奈川区	2,942	3, 873
栄区	1, 104	1,599
瀬谷区	2, 295	3,800
全 市	51, 108	69, 974

※ 平成24年12月末現在

イ 生活保護の調査事務

区保護課においては、生活保護に係る申請の受理後、訪問調査や面接を行う ほか、資産調査、年金調査、税務調査、扶養調査及び病状調査などの調査を行 い、保護を決定・開始する。



監査対象の3区において、平成24年度に保護を開始した世帯数及び人員数は、次のとおりである。

平成24年度保護開始世帯及び人員数(平成24年4月から12月まで)

監査対象区	保護開始			
<u> </u>	世帯	人 員		
神奈川区	464	621		
栄区	245	331		
瀬谷区	297	494		
全 市	7, 731	10, 380		

また、保護開始後においても、被保護世帯ごとに次のとおりあらかじめ定めた訪問計画に基づき訪問調査を行い、生活実態を把握している。

分類内容訪問頻度年間計画回数特に実態把握を必要とする世帯1か月に1回以上12回重点的な指導援助を必要とする世帯3か月に1回以上4回生活状況が安定している世帯6か月に1回以上2回関係機関により生活実態が把握されている世帯12か月に1回以上1回

ケース分類及び訪問頻度

その他、収入状況を定期的に把握するために、収入申告書の徴取を行っている。また、被保護者に対する課税台帳を毎年全市一斉に調査し、収入申告額との突合調査を実施している。

監査の状況

調査対象とした3区(神奈川区、栄区及び瀬谷区)において、被保護世帯から対象を抽出し、実施状況を確認した結果は次のとおりである。

ア 保護開始時の手続

平成24年度に保護を開始した世帯から抽出した各区20世帯、計60世帯について、保護開始の起案文書及び資産調査などの実施状況を確認した。

神奈川区において、保護開始時の調査の一部が決裁の翌日以降に行われていたものがあった。

		調査世帯数	適切な時期に行われていないもの
礻	神奈川区	20世帯	1 世帯

イ 訪問調査

訪問頻度が3か月に1回以上とされている被保護世帯から抽出した各区30世帯、計90世帯について、平成23年度の訪問調査の実施状況を確認した。

神奈川区及び瀬谷区において、あらかじめ計画したとおり訪問することができず、年間の訪問計画回数に満たないものが散見された。緊急事案への対応や繁忙を理由としていたが、別日程での訪問が行われていなかった。

	調査世帯数	計画どおり行われていないもの
神奈川区	30世帯	12世帯
瀬谷区	30世帯	5 世帯

ウ 収入申告書の徴取

被保護世帯から抽出した各区 30 世帯、計 90 世帯について、平成 23 年度の 収入申告書の徴取の状況を確認した。

神奈川区及び瀬谷区において、あらかじめ計画したとおり徴取できず、徴取漏れが生じていた。

	調査世帯数	計画どおり行われていないもの
神奈川区	30世帯	1 世帯
瀬谷区	30世帯	2 世帯

工 課税台帳突合調査

被保護世帯から抽出した各区 30 世帯、計 90 世帯について、平成 24 年度の 課税台帳突合調査の実施状況を確認したところ、3 区とも適切に実施されてい た。

オ 債権管理の状況

区保護課では、生活保護法第 63 条に基づく返還金**1、第 78 条に基づく徴収金**12及び生活保護費返納金に関する債権の管理を行っている。

そこで、債権管理台帳の処理状況についてみたところ、神奈川区においては、 督促状及び催告書の発送が行われていないものがあった。

※11 返還金(生活保護法第63条)

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

※12 徴収金(生活保護法第78条)

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

指摘事項

ア 生活保護債権管理事務の不徹底(神奈川区)

生活保護債権管理事務の手引(以下「手引」という。)によれば、納入通知書及び納付書の納期限までに納入されない場合には督促状を発送し、督促状の指定期限から相当の期間が経過しても履行されない場合には、少なくとも年に2回催告書を発送するよう定められている。

そこで、督促や催告を要する債権管理台帳についてみたところ、督促状及び催告書の発送が手引に定められたとおり行われていないものが見受けられた。

ついては、手引に従い適切に事務処理を行われたい。(神奈川区保護課)

	対象案件	行っていないもの	
督 促	300件	44件	
催告	376件	61件	

監査結果を踏まえた課題

ア 被保護世帯の状況把握

被保護世帯への訪問調査が計画どおり実施できていない場合には、日程を改め訪問調査を実施するなど、世帯状況の的確な把握や収入申告書の徴取漏れを生じさせないための点検を徹底することが重要である。

イ 責任職による進捗管理

訪問調査や収入申告書の徴取が計画どおり行われていないものや、督促状等の発送が行われていないものが見受けられたが、これらの事務処理についての責任職による進捗管理が不十分であった。

以上を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見 2-2 生活保護事務における責任職による進捗管理

被保護世帯に対して必要な援助・指導を行うためには、世帯の状況を的確に把握することが重要であり、生活実態や収入・資産を把握するための調査等を適切かつ確実に実施する必要がある。

そのためには、生活保護事務について、責任職による進捗管理の徹底がより一層求められる。

(3) 国民健康保険に係る債権管理事務

国民健康保険料の債権管理については、平成21年度から3年間にわたり滞納解消に向けた取組実績や債権回収体制の状況等について監査を行ってきた。

今回は、平成23年度に指摘した不当利得返還請求事務及び督励算入事務について、再発防止の観点から監査を行った。

監査の状況

ア 不当利得返還請求事務

審査済診療報酬明細書等に関する事務処理要領により、国民健康保険の資格 喪失後に、国民健康保険証を使用して医療機関を受診した場合は、被保険者に 対して保険者(横浜市)が負担した医療費について、不当利得として返還を求めることとされており、期限内に納入されない場合は、督促を行い、なお納入されないときは催告を行うこととなる。

監査対象の3区について、不当利得返還請求に関する事務をみたところ、督 促及び催告は同要領に従って実施されていた。

区名	年度	件数
神奈川区	23年度	46件
	24年度	71件
栄区	23年度	49件
木丘	24年度	42件
瀬谷区	23年度	54件
(根) (社) (社)	24年度	67件

不当利得返還請求件数

イ 国民健康保険地区担当員報酬の督励算入事務

国民健康保険地区担当員の報酬は、訪問徴収実績に基づき算定されるが、被保険者が不在の際に、国民健康保険地区担当員が「訪問・不在連絡票」等の文書で催告をした結果、保険料が納付された場合は、地区担当員徴収事務マニュアルにより、「督励算入」として、訪問徴収実績に加算される。

監査対象の3区について、督励算入に関する事務をみたところ、督励算入事務は同マニュアルに従って行われていた。

区名	件数
神奈川区	47件
栄区	41件
海公区	11/1-

地区担当員の督励算入実績

※ 平成24年4月から9月まで

[※] 平成24年度は平成24年12月までの実績

3 経理事務

経理処理に関しては、平成21年度の全庁調査等をきっかけに、不適切な事務執行に対する改善に向けて全区局を挙げて取り組むよう様々な注意喚起がなされており、また、過去の定期監査においても、繰り返し不適切な経理処理が見受けられ、再三、改善を求めてきたところである。

このような背景から、今回の監査では、経理事務のうち従来から指摘事項として多く挙げている事案に重点を置き、委託業務及び物品購入等に関する「契約事務」及び「検査・支出事務」並びに「補助金事務」について、関係法令等を遵守した適正な手続によるものであるかどうか、関係書類については整合性が保たれているかどうか、効率的な執行となっているかどうかなどの観点から監査対象案件を抽出して確認を行った。

また、併せて「現金、金券類及び物品の管理状況」についても適切な取扱いがなされているかどうかについて確認を行った。

なお、監査対象数(全件数)及び監査実施数(抽出数)は次の表のとおりである。

	契約事 検査・	事務 支出事務	補助金事務	純計	
	委託業務	物品購入等	1113.99 3 323		
実施区局統括本部数 (課数)	28区局統括本部 (70課)	28区局統括本部 (71課)	19区局統括本部 (35課)	28区局統括本部 (74課)	
監査対象数(全件数)**1	5,436件	14,971件	5,341件	25,748件	
監査実施数(抽出数)*2	1,124件	1,973件	514件	3,611件	

監査対象の状況

※1 監査対象数(全件数)

各区局から選定した監査対象課が執行した支出命令書等の件数

※2 監査実施数(抽出数)

監査対象数(全件数)の中から、契約事務、検査・支出事務、補助金事務について一定数を抽出し、実際に監査を行った件数

監査の状況

(1)契約事務

委託業務及び物品購入等に関する契約事務については、おおむね適正に処理 されていたが、特定の事業における契約前発注の発生など、一部において不適 切な契約手続や不完全な関係書類の受理などの事例が見受けられた。

	監査実施 区局統括本部数 (課数)	監査対象	監査実施 (A)	指摘件数 (B)	割合 (B)/(A)	
委託業務	28区局統括本部 (70課)	5,436件	1,124件	79件	7.0%	
物品購入等	28区局統括本部 (71課)	14,971件	1,973件	64件	3.2%	

契約事務に関する監査の状況

指摘事項(契約事務)

ア 不適切な契約事務(神奈川区、栄区、瀬谷区、総務局、財政局、文化観光局、経済局、 こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、道路局、人事委員会事務局、議 会局)

委託業務及び物品購入等に関する契約事務について抽出してみたところ、次のような事 例が見受けられた。

ついては、適切な取扱いとなるように改められたい。

(ア) 不適切な契約手続

- a 契約前発注
 - (a) 要介護認定調査委託において、調査を依頼する保護係と契約事務を担当する事務 担当係の連携が不十分であったため、業者の選定や契約締結に関する決裁手続が完 了する前に訪問調査依頼を行っていた。(計 38 件:瀬谷区保護課 18 件、神奈川区 保護課 12 件、栄区保護課 8 件) 【栄区及び瀬谷区は改善済み】
 - (b) 複写サービスについて、契約締結に関する決裁手続が完了する前にサービスを利用し、10 か月以上遅れて契約締結していた。また、契約締結の遅れに伴い、毎月の支払も遅延していた。(神奈川区保険年金課1件)
 - (c) 物品購入や印刷製本業務等について、業者の選定や契約締結に関する決裁手続が 完了する前に発注を行い、業務執行がされていた。(計 10 件:道路局河川管理課7

件、瀬谷区保護課1件、健康福祉局保護課1件、健康福祉局障害企画課1件)【瀬谷区及び健康福祉局保護課は改善済み】

b 必要な書類や手続の不足

- (a) 個人情報を取り扱う委託業務については、契約条件として、個人情報取扱特記事項に基づく誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされているが、これを受領していなかった。(計3件:健康福祉局障害企画課2件、神奈川区こども家庭支援課1件)
- (b) 総務局では、1件 100 万円以上の物品の調達については、後継機種の調達においても局で定める要綱で設置する機種選定委員会の審議が必要であるが、これを経ずに後継機種を決定していた。(総務局IT活用推進課2件)【改善済み】
- (c) 特定の備品を購入する際に必要な「新規備品購入理由書」や、年度末(3月)に物品を発注する場合に必要な「年度末における物品発注チェックリスト」が作成されていなかった。(計2件:神奈川区保護課1件、瀬谷区こども家庭支援課1件) 【瀬谷区は改善済み】

c 契約に関する書類の不備

- (a) 砂消しゴムや修正液等を用いて日付等が訂正された、見積書、請書及び業務報告書等により処理を行っていた。(計 32 件:瀬谷区保護課 8 件、瀬谷区こども家庭支援課 6 件、こども青少年局西部児童相談所 4 件、瀬谷区保険年金課 3 件、経済局食肉市場運営課 3 件、こども青少年局障害児福祉保健課 2 件、環境創造局環境エネルギー課 1 件、資源循環局総務課 1 件、資源循環局額見工場 1 件)【瀬谷区、環境創造局及び資源循環局は改善済み】
- (b) 見積書や請書等について、日付、件名及び契約区分などの必要事項が記載されていないものを受領していた。(計 17 件:瀬谷区こども家庭支援課 5 件、神奈川区こども家庭支援課 3 件、資源循環局鶴見工場 3 件、議会局総務課 2 件、瀬谷区保護課 1 件、こども青少年局保育運営課 1 件、環境創造局環境エネルギー課 1 件、人事委員会事務局調査課 1 件)【瀬谷区、環境創造局及び資源循環局は改善済み】
- (c) 見積書の金額や仕様書で示した部分払の有無について、記載内容が異なる請書を 受領していた。(計2件:瀬谷区保護課1件、文化観光局総務課1件)【瀬谷区は改 善済み】

- d 電子決裁文書 (PDFファイルによる電子データ) と保管されている原本との相違 委託業務に係る見積書、請書及び訪問調査従事職員名簿等について、電子決裁文書 と保管されている原本とで、日付や履行期限等に相違があった。(計 10 件:神奈川区 保護課 9 件、文化観光局コンベンション振興課 1 件)
- e 契約関係書類の保管・管理の不徹底

請書や見積書など、契約関係書類の原本が保管されていなかった。(計2件:財政局総務課1件、道路局施設課1件)【財政局は改善済み】

(イ) 委託業務や物品購入等に係る仕様の不備

- a 非常用発電機保守委託について、「機器点検一式」とするだけで具体的な業務内容を仕様書で示さないまま、2者による見積合せで業者選定を行っていた。また、消防設備点検委託について、消火器等の数量を仕様書で示さずに、2者による見積合せで業者選定を行っていた。(こども青少年局西部児童相談所2件)
- b 物品購入等について、品名を単に「接着剤」や「標識」とするなど、具体的な用途 や品質・形状等を仕様書で示さずに、発注及び契約を行っていた。(計8件:経済局 中央卸売市場食肉市場2件、環境創造局政策課2件、神奈川区保護課1件、神奈川区 保険年金課1件、環境創造局環境活動支援センター1件、資源循環局瀬谷事務所1件) 【環境創造局及び資源循環局は改善済み】
- c 設備の修繕や委託業務について、履行期限を仕様書で示していなかった。(総務局 管理課14件) 【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

栄区、瀬谷区、総務局、財政局、健康福祉局(保護課)、環境創造局及び資源 循環局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を平成 25年2月末までに実施した。

(2) 検査·支出事務

委託業務及び物品購入等に関する検査・支出事務については、おおむね適正 に処理されていたが、業務履行後の支払が遅延するなど、一部において不適切 な検査確認や支出事務などの事例が見受けられた。

	監査実施 区局統括本部数 (課数)	監査対象	監査実施 (A)	指摘件数 (B)	割合 (B)/(A)
委託業務	28区局統括本部 (70課)	5,436件	1,124件	44件	3.9%
物品購入等	28区局統括本部 (71課)	14,971件	1,973件	65件	3.3%

検査・支出事務に関する監査の状況

指摘事項(検査・支出事務)

ア 不適切な検査・支出事務(神奈川区、栄区、瀬谷区、政策局、総務局、財政局、文化観 光局、こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、道路局、港湾局、交通局) 委託業務及び物品等に関する検査・支出事務について抽出してみたところ、次のような 事例が見受けられた。

ついては、適切な取扱いとなるように改められたい。

(ア) 不適切な支出事務

- a 支払の遅延
 - (a) 委託業務や物品購入等において、支払期限内に支払ができていなかった(100 日以上の支払遅延6件、最長遅延日数325 日)。(計29件:文化観光局総務課7件、文化観光局企画課4件、財政局総務課3件、健康福祉局障害企画課3件、瀬谷区こども家庭支援課2件、文化観光局コンベンション振興課2件、こども青少年局保育運営課2件、環境創造局政策課2件、瀬谷区保護課1件、環境創造局環境活動支援センター1件、港湾局港湾経営課1件、港湾局管財第一課1件)【瀬谷区、財政局、環境創造局及び港湾局は改善済み】
 - (b) 職員の出張旅費について、システム上での支払対象者の把握が漏れていたことから、当該職員への旅費支給が半年以上遅れていた。(計2件:政策局政策課1件、総務局IT活用推進課1件)【改善済み】

(イ) 不適切な検査等

- a 委託業務において、業務が良好に完了したものとして検査を行った後、履行内容に 不十分な箇所が判明し、その修正業務を行わせた。(総務局IT活用推進課1件)【改 善済み】
- b 毎週発行される定期刊行物の購入について、年度末までの全号が納品される前に検査を行っていた。また、全号が納品される前に請求書を受領し、納品が完了する前に支出されていた。(健康福祉局保険年金課1件)【改善済み】
- c 検査員は、履行された業務の契約内容との適合性について検査を行った後、遅滞なく検査調書を作成することとされているが、設備の修繕業務について完了検査調書 (部分検査調書を含む)を作成していなかった。(計3件:道路局河川管理課2件、総務局人材開発課1件)【総務局は改善済み】
- d 他課の検査員が行う必要がある印刷製本業務、物品購入及び郵券購入等に係る検査 確認について、自課の検査員が行っていた。(計 16 件:道路局建設課8件、道路局河 川管理課4件、神奈川区こども家庭支援課1件、神奈川区保護課1件、神奈川区保険 年金課1件、環境創造局環境エネルギー課1件)【環境創造局は改善済み】
- e 物品購入等に係る検査確認について、検査員又は検査職員による検査を行うべきところ、検査員又は検査職員に任命された者による検査が行われていなかった。(計3件:環境創造局環境活動支援センター1件、資源循環局瀬谷事務所1件、交通局事業開発課1件)【改善済み】
- f 委託業務の完了検査は、支払遅延防止等の観点から適法な完了届を受領してから、 10 日以内に実施することとなっているが、完了届を受領してから 18 日後に検査を実 施していた。(文化観光局コンベンション振興課1件)

(ウ) 不適切な納品確認

成果物等を複数場所において納品を受ける場合は、納品場所ごとの納品確認をすべきところ、1枚にまとめて記載された納品書を受領していた。(計5件: 栄区こども家庭障害支援課3件、道路局河川管理課2件)【栄区は改善済み】

(エ) 電子決裁文書 (PDFファイルによる電子データ) と保管されている原本との相違 請求書について、電子決裁文書と保管されている原本とで日付に相違があった。(環 境創造局環境エネルギー課1件)【改善済み】

(オ) 検査・支出関係書類の保管・管理の不徹底

請求書、検査調書及び納品書など、検査及び支出関係書類の原本が保管されていなかった。(計2件:政策局国際政策課1件、財政局総務課1件)【改善済み】

(カ) 検査や支出に関する書類の不備

- a 砂消しゴムや修正液等を用いて日付等が訂正された請求書や納品書等により、処理を行っていた。(計 11 件: 瀬谷区保護課 3 件、こども青少年局障害児福祉保健課 3 件、瀬谷区保険年金課 2 件、環境創造局環境エネルギー課 1 件、資源循環局総務課 1 件、資源循環局瀬谷事務所 1 件)【瀬谷区、環境創造局及び資源循環局は改善済み】
- b 清掃委託業務や管理点検委託業務等に係る着手届出書や完了届出書等について、日 付が空白のものがあった。(資源循環局鶴見工場6件)【改善済み】

(キ) 支払事務の誤り

- a 物品購入等に係る支出命令について、決裁権限に関する解釈を誤ったため、審査出納員への回議を経ずに支出していた。(健康福祉局保護課 12 件)【改善済み】
- b 施設管理委託料や設備保守点検委託料等について、定期支出金制度**3を利用した場合であっても規則上必要とされる支出命令書(定期支出金支出命令書)が作成されていなかった。また、検査調書についても作成されていないものがあった。(計 16件:こども青少年局障害児福祉保健課 13件、栄区こども家庭障害支援課1件、瀬谷区こども家庭支援課1件、ごども青少年局西部児童相談所1件)【栄区及び瀬谷区は改善済み】

※3 定期支出金制度

支払時期と支払金額が特定されており、一会計年度内の支払回数が3回以上ある経費について、債権者からの申出を受けて、定期的に口座振替払を行う制度

【対象所属が行った改善内容】

栄区、瀬谷区、政策局、総務局、財政局、健康福祉局(保護課、保険年金課)、環境創造局、資源循環局、港湾局及び交通局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を平成25年2月末までに実施した。

(3)補助金事務

補助金事務については、おおむね適正に処理されていたが、交付額を確定する通知を行っていないものなど、一部において必要な手続が行われていない事例が見受けられた。

補助金交付事務に関する監査の状況

監査実施 区局統括本部数 (課数)	監査対象	監査実施 (A)	指摘件数 (B)	割合 (B)/(A)
19区局統括本部 (35課)	5,341件	514件	31件	6.0%

指摘事項(補助金事務)

ア 不適切な補助金事務(栄区、瀬谷区、経済局、こども青少年局、健康福祉局、消防局) 補助金事務に関する事務処理について抽出してみたところ、次のような事例が見受けら れた。

ついては、適切な取扱いとなるように改められたい。

(ア) 交付額の確定通知の不交付

前金払又は概算払とした補助金や助成金について、交付すべき額を確定する通知は、 残金の戻入が生じない場合にも必要であるが、これを行っていなかった。(計 15 件:栄 区こども家庭障害支援課 5 件、経済局中央卸売市場食肉市場 3 件、瀬谷区総務課 2 件、 健康福祉局保護課 2 件、栄区総務課 1 件、こども青少年局保育運営課 1 件、消防局地域 安全支援課 1 件)【栄区、瀬谷区、健康福祉局及び消防局は改善済み】

(イ) 必要な書類や手続の不足等

概算払とした補助金について、概算払金精算書は、残金の戻入が生じない場合にも必要であるが、これを受領していなかった。(栄区こども家庭障害支援課1件)【改善済み】

(ウ) 補助金に関する書類の不備

砂消しゴム等を用いて金額や日付が訂正された、交付申請書、実績報告書、精算書及び請求書により処理を行っていた。(こども青少年局障害児福祉保健課 15 件)

【対象所属が行った改善内容】

栄区、瀬谷区、健康福祉局及び消防局では、今回の指摘事項に関する再発防止の ための研修及び相互点検を平成25年2月末までに実施した。

(4) 現金、金券類及び物品の管理状況

現金、金券類及び物品の管理状況については、おおむね適正に処理されていたが、現金の管理について、一部において不適切な取扱いを行っている事例が 見受けられた。

指摘事項 (現金等の管理)

ア 現金、金券類及び物品の不適切な管理等(神奈川区、政策局、文化観光局、こども青少年局、環境創造局、資源循環局、道路局、港湾局、交通局、教育委員会事務局)

現金、金券類及び物品の管理状況に関し確認したところ、次のような事例が見受けられた。

ついては、適切な取扱いとなるように改められたい。

(ア) 現金・金券類の不適切な管理

- a 職員が相手先に出向いて国民健康保険料を徴収するときの釣銭として 60,000 円 が貸付金管理者(保険年金課長)に貸し付けられているが、当該釣銭資金は実際には 使用されることがなく、監査時点において少なくとも2年以上所在不明の状態が続いていた。後日、職場内を捜索した結果、鍵のかからない引き出しの中に1万円札で6 枚あることが発見された。(神奈川区保険年金課)
- b 前渡金管理者口座に振り込まれた出張旅費について、次のとおり引き出されないまま未払であった。【資源循環局は改善済み】

局・課名	前渡金管理者口座での滞留期間	
文化観光局企画課	約4か月間	
こども青少年局障害児福祉保健課	約2か月間	
資源循環局瀬谷事務所	約2か月間	
教育委員会事務局人権教育・児童生徒課	約2か月間	

- c 前渡金管理者口座に振り込まれた出張旅費について、後日振込予定であった講習会 参加費の使用に先に充てていた。(環境創造局環境活動支援センター)【改善済み】
- d 農産物の売払いに伴う現金収入について、当日中(やむを得ない場合は翌営業日まで)に金融機関に払い込むべきところ、最長で39日間職場で保管したままであった (平成23年度分の年間払込回数19回、最高保管金額94,000円)。(環境創造局環境活動支援センター)【改善済み】
- e 前渡金で受領した会議負担金について、前渡金管理簿に未記載であった。(道路局河川管理課)

- f 収入印紙について、事前の決裁を経ずに払い出していたものがあった。(道路局建設課)
- g 出張等でタクシーを利用する場合に使用するタクシー共通乗車券を紛失していたが、受払簿に紛失の処理をしていなかった。(道路局河川管理課2枚、道路局建設課1枚)

(イ) 物品の不適切な管理

- a 交通局会計規程で規定されている物品受払整理簿について、監査対象となった3課全てで作成していなかった。(交通局事業開発課、交通局鶴見営業所、交通局施設課) 【改善済み】
- b 備品について、物品管理簿に未記載のもの及び価格の記入漏れがあった。(政策局 政策課、港湾局管財第一課)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局及び資源循環局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修及び相互点検を平成 25 年 2 月末までに実施した。

交通局では、物品受払整理簿を作成するとともに、今回の指摘事項に関する再 発防止のための研修及び相互点検を平成25年2月末までに実施した。

政策局及び港湾局では、今回指摘のあった物品を物品管理簿に記載するとともに、再発防止のための研修及び相互点検を平成25年2月末までに実施した。

監査結果を踏まえた課題

(1) 不適切な事務処理の状況

今回の定期監査では、平成23年度に引き続き、全ての局及び統括本部と3区を選定し、その中で特定の所属を対象とした監査を行ったが、指摘事項がなかった所属もあり、正しい経理処理の意識は高まっているように見受けられた。一方で、契約に関する意思決定(決裁)がされる前に発注や事業が進められている事例や、支払が遅延している事例など、決裁権を持つ責任職の十分な確認がないままに事務が進められているものも依然として散見された。

また、特定の事業や所属に集中して見られた特徴的な事例もあった。

例えば、生活保護受給者の要介護認定等を行うにあたって、区福祉保健センター長から指定居宅介護支援事業者等へ要介護認定調査(新規・更新)を委託する業務において、契約に関する決裁手続が完了する前に調査を依頼した、いわゆる契約前発注の事例が3区(神奈川区、栄区及び瀬谷区)で見られた。

また、今回、監査委員が実地監査の対象とした瀬谷区では、監査対象として 抽出した経理事務の約 15%において、契約関係書類等の不適切な修正が見受 けられた。

これらの原因として、職員の知識・経験不足や事務処理の遅れ、上司である 責任職の確認が不十分であったことなどが考えられる。

(2) 原因の解明やリスクの洗い出し等を踏まえた課題解決

今回の定期監査で指摘した事項を踏まえ、各区局においては、それぞれの事務事業ごとに、不適切な事務処理について個別の事情や原因を明確化し、各業務に潜んでいるリスクを洗い出すことが肝要である。

そこで、責任職を含めた職員個々の知識や経験が不足しているために不適切 な事務処理が起こるのであれば、研修や指導の徹底を進める必要がある。

また、特定職員に経理事務が集中し、他の職員が点検する機会を設けていないなどの組織運営上の問題であれば、事務分担の工夫やダブルチェックを徹底するための作業プロセスの工夫など、改めて業務体制の見直しを行う必要がある。

その上で、各区局においては、経理担当課における点検を一層強化するほか、 事務処理に関して不明な点や疑問点などがあれば、財政局適正経理推進担当や 会計室等へ相談するなど、経理事務のより一層の適正化に向けて、市全体で取 り組んでいくことが重要である。 以上を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見3 適切な経理処理に向けた実効性ある取組の推進

各区局においては経理事務に関する研修や自己点検作業が行われている ところであるが、依然として不適切な経理処理が散見されたことから、研修 の実施等にとどまらない、根本的な解決を図る必要がある。

そのためには、次の観点を踏まえながら、各区局が経理処理の一層の適正化に向けた実効性ある取組を積極的に推進していく必要がある。

- 正しい経理処理を行うために、現行規程や会計に関するマニュアル等の 確認を行うなど、基本的なルールを習得し、法令遵守の意識を強化する。
- 区局長は、決裁権限を有する責任職に対し、経理事務の知識やスキルが 向上するよう、指導を徹底するとともに、各事務事業を所管する責任職の 役割を再確認し、それぞれの職制に応じた十分なチェック機能を働かせ る。
- 誤った経理処理が行われた原因について、事業の性質等も考慮しなが ら、事務処理上の問題点を洗い出し、課題がどこにあるのか明確化する。
- 各課題を解消するために、それぞれに対応する具体的な方策を検討し、 経理担当課の適切な点検や他課との相互チェックなどの手法も積極的に 取り入れながら、実効性のある取組を推進するとともに、定期的な検証(モニタリング)による見直しを行う。

4 工事

工事関係では、契約手続などが関係法規等に基づき適正に執行されているか、 工事(委託を含む)が効率的・効果的に執行されているかなどについて監査した。 特に、これまでに類似の誤りが繰り返されている設計・積算業務の正確性や工事 の安全確保のほか、平成23年度に発生した土木事務所発注工事における不適切な 経理処理を踏まえた、工事の執行管理状況等についても重点的に監査を行った。 さらに、設備の保守点検など技術的要素を含む委託の発注実績がある局の中か ら、経済局及び消防局について監査の対象とした。

なお、監査対象工事及び監査を実施した工事の件数及び金額は次の表のとおりである。

監査対象工事及び監査実施工事(工事担当8局及び3区の土木事務所)

監査対象区局		監査対象工事	監査実施工事 (監査対象工事の中から抽出)		
血且凡家色的	件 数	工事金額(契約)	件数	工事金額 (契約)	
神 奈 川 区	169 件	15億 6,393万円	29 件	3億 1,842万円	
栄 区	131 件	13億 963万円	27 件	3億 2,737万円	
瀬 谷 区	129 件	12億 5,323万円	23 件	2億 7,154万円	
環境創造局	2,380 件	1,101億 2,123万円	210 件	196億 8,327万円	
資源循環局	588 件	59億 856万円	56 件	13億 2,929万円	
建 築 局	1,377 件	490億 202万円	101 件	59億 2,200万円	
都市整備局	285 件	89億 2,568万円	48 件	30億 6,546万円	
道 路 局	768 件	235億 2,999万円	117 件	49億 2,772万円	
港 湾 局	321 件	201億 5,588万円	44 件	43億 1,006万円	
水 道 局	1,594 件	966億 9,526万円	129 件	88億 4,452万円	
交 通 局	299 件	104億 8,171万円	46 件	33億 863万円	
計 (抽出率)	8,041 件	3,289億 4,712万円	830 件 (10.3%)	523億 829万円 (15.9%)	

監査実施工事(経済局及び消防局)

監査対象		件数	工事金額 (契約)		
経	済	局	技術的要素を含む委託	25 件	4億 5,608万円
消	防	局	工事及び技術的要素を含む委託	27 件	3億 9,287万円
1113	19-3 /HJ		(工事 7件、委託 20件)	, ,,	opa. o, =0.70 1

[※] 金額は万円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。したがって、総数と内訳の合計は 一致しない。



舞岡川遊水地建設工事における地下滞水部の進捗状況を確認する監査委員 <平成24年11月22日 道路局>



東部方面線羽沢駅(仮称)整備工事における地下駅及び トンネル部の進捗状況を確認する監査委員 <平成24年11月22日 都市整備局>

監査の状況

(1) 積算誤りの防止対策

今回の監査では、積算誤りが発生しやすいと想定される区画線工や植栽工等の工種が含まれる工事を重視して監査を行ったが、これまでの指摘事項と同様のものが多く見受けられた。積算誤りに関する指摘事項の件数は、平成23年度の約2倍の30件に増加している。

工事負債异等の缺りの指摘依例					
	監査実施工事	指摘件数	発生率		
22年度	869 件	11 件	1.3%		
23年度	776 件	16 件	2.1%		
24年度	830 件	30 件	3.6%		

工事費積算等の誤りの指摘状況

指摘事項

ア 工事費積算等の誤り(環境創造局、都市整備局、道路局、港湾局、水道局、交通局) 環境創造局、都市整備局、道路局、港湾局、水道局及び交通局が発注した工事及び委託 30件において、次のとおり(ア)から(キ)まで積算の誤りが見受けられた。

ついては、適正に工事費等を積算するよう改められたい。【改善済み】

(ア) 下水道整備工事など 14 件において、区画線^{※1}工の積算で単価加算率の適用を誤っていた。(環境創造局管路整備課 6 件、管路保全課及び下水道施設整備課、都市整備局区画整理課 2 件、道路局施設課及び橋梁課、港湾局維持保全課、水道局南部第一給水維持課)

区画線工(溶融式)の指摘状況

工事	正しい積算	誤った積算
工事A、B	100m未満のため、 加算率は 60%	30%の加算率
工事C、D、E、F、 G、H、I、J	100m以上 500m未満のため、 加算率は 30%	60%の加算率
工事K、L、M	500m以上のため、 加算率は 0%	30%の加算率
工事N	500m以上のため、 加算率は 0%	60%の加算率





_____ <区画線工のイメージ>

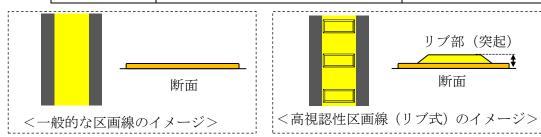
※1 区画線

車両の通行区分等を表す線を引く工事で、道路に表示される白色や黄色の線

(イ) 街路整備工事など4件において、高視認性区画線^{※2}工の積算で単価加算率の適用を誤 っていた。(道路局建設課、水道局西部工事課2件及び南部第一給水維持課)

高視認性区画線工(溶融式)の指摘状況

工事	正しい積算	誤った積算
工事0、P、Q	100m未満のため、加算率は 25%	15%の加算率
工事R	100m未満のため、加算率は 25%	0%の加算率



※ 2 高視認性区画線

夜間や雨天時における視認性の確保や、居眠りや脇見による車線逸脱の防止の ために、ライン上にリブ部(突起)の設置など、視認性を高める効果を施した区 画線

(ウ) 沈澱池耐震補強工事において、排水構造物工(U型側溝)の積算で単価加算率の適用 を誤り、高い加算率を適用していた。(水道局建設課)

排水構造物工(U型側溝)の指摘状況

工事	正しい積算	誤った積算	
工事S	50m以上のため、加算率は 0%	10%の加算率	





リブ部 (突起)

断面

<延長 50m未満の排水構造物工のイメージ> <延長 50m以上の排水構造物工のイメージ>

(エ) 道路整備工事など4件において、鉄筋工の積算で単価加算率の適用を誤っていた。 (環境創造局下水道施設整備課2件、道路局施設課及び建設課)

鉄筋工の指摘状況

工事	正しい積算	誤った積算
工事T、U、V	10t以上のため、加算率は 0%	15%の加算率
工事W	10t未満のため、加算率は 15%	0%の加算率



<小規模な鉄筋工のイメージ>

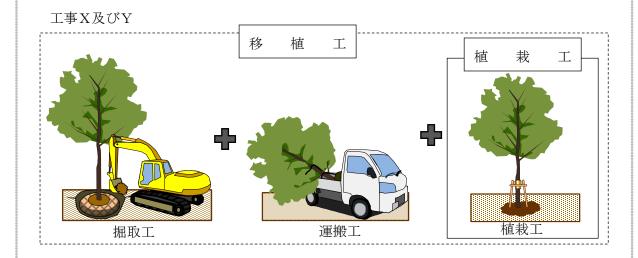


<大規模な鉄筋工のイメージ>

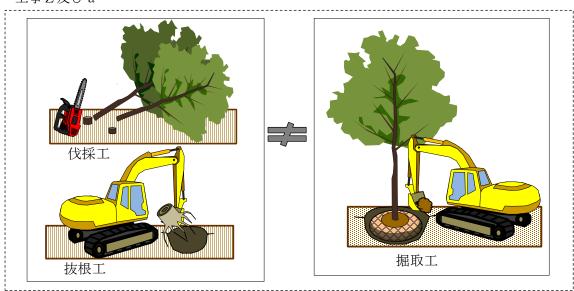
(オ)下水道整備工事など5件において、付帯工事である造園工の歩掛の適用等を誤って積 算していた。(環境創造局管路整備課2件及び下水道施設整備課2件、都市整備局みなと みらい21推進課)

造園工の指摘状況

工事	正しい積算	誤った積算	
工事X	掘取費+運搬費+植栽費	掘取費のみ計上	
工事Y	新規植栽 (植栽費)	植栽移植 (掘取費+運搬費+植栽費)	
工事Z	樹木の伐採、抜根工で積算	移植工(掘取)で積算	
工事a	樹木の移植工(掘取)で積算	伐採、抜根工で積算	
工事b	樹木の移植工(掘取)を直接 工事費に計上して積算	間接工事費に計上して積算	



工事Z及びa



- (カ) リフト用ピット新設工事において、ボーリング調査を実施したにもかかわらず、調査 費を計上していなかった。(交通局建築課)
- (キ) 水道局発注の消防設備点検委託において、局で定める要領等と異なる方法で積算していた。(水道局情報システム課)

委託料の指摘状況

正しい積算	誤った積算
機械・電気設備保守点検委託積算要領	機械・電気設備保守点検委託積算要領
の歩掛(人)	の歩掛(人)×査定率

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局、都市整備局、道路局、港湾局、水道局及び交通局の担当課では、その局の技術監理担当と連携し、担当課を含めた関係各課を対象とした、今回の指摘事項に関する研修を実施するとともに、再発防止の具体策について検討を平成25年2月末までに行った。

監査結果を踏まえた課題

ア 積算誤り防止への取組

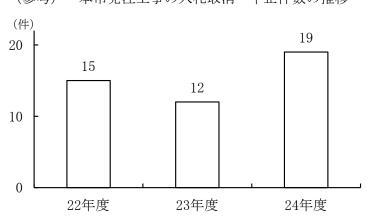
積算誤り等による工事の入札中止・取消しを防止するため、平成22年1月に全庁的な組織として「積算ミス等防止対策連絡会」を設置し、積算誤り防止対策の検討や各区局の取組情報の共有化など、積算業務の正確性向上に取り組んできた。また、平成23年度からは、「工事の積算疑義申立て制度^{*3}」を導入し、積算誤りによる契約解除の防止に努めている。

しかしながら、本市発注工事の入札取消・中止件数をみると、平成24年度に 積算誤りは増加している。

これを踏まえ、財政局は、積算誤りについて、その発生原因の分析や全庁的な防止対策等を示した「工事入札における積算ミス防止対策について」を平成25年1月に取りまとめた。また、各区局においては、確認内容や検算項目の追加などチェックシートの改善等を行っており、引き続き、積算誤り防止への取組強化が求められる。

※3 工事の積算疑義申立て制度

入札参加者が、契約締結前に金入り設計書の閲覧と積算疑義の申立てが可能であり、落札候補者変更等の重大な誤りがあれば入札取消しとなる制度



(参考) 本市発注工事の入札取消・中止件数の推移

注 平成24年度は平成25年1月現在 なお、件数は積算ミス等の事務処理誤りによるもの

出典:横浜市財政局公共施設・事業調整課資料

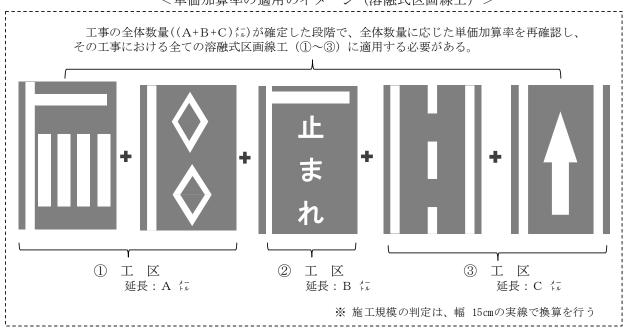
イ 単価加算率の適用誤り

単価加算率の適用についての誤りが多く見受けられた。「土木工事積算基準・標準歩掛表」において、区画線工や鉄筋工など一定の工種は単価加算率が設定されており、工事の全体数量によって、単価加算率が異なる仕組みになっている。設計作業において、工事の全体数量が確定するのは、設計の最終段階であり、その段階で一度設定した単価の加算率について、全体数量を基に再確認を行うことが必要となる。特に設計変更においては、数量変更により当初設計の単価加算率が変わる場合があるため、設計者及び検算者は入念な確認が必要となる。

単価加算率の適用誤りに係る指摘事項の状況

指摘事項	平成20~24年度 の累計	うち 平成24年度
区画線工で単価加算率の適用を誤って積算	26 件	14 件
鉄筋工で単価加算率の適用を誤って積算	6 件	4 件

<単価加算率の適用のイメージ(溶融式区画線工)>



ウ 所属部署で設計頻度が低い工種での積算誤り

下水道整備工事における樹木の移植工など付帯的な工種について、積算誤りが多く発生していた。設計する頻度が低く、担当課に十分な経験がない工種を 積算する際には、設計者及び検算者は特段の注意を払う必要がある。

今回の指摘事項における積算誤りはいずれも単純なものが多く、設計書の確認が十分に行われていれば、未然に防ぐことが可能であったと考えられる。積算誤りにより入札取消しや契約解除などに繋がることもあり、結果として、入札業者への負担だけでなく、工事の遅延によって市民サービスにも大きな影響を与えることになる。

以上を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見 4-1 積算誤り防止対策の強化

- 積算誤りの再発防止に向けて、各区局はチェックシートの改善など様々な 取組を行っているが、これまでと同様の積算誤りがいまだ見受けられる。積 算誤りの防止対策の強化として、担当課内での確認体制の強化だけでなく、 各区局として、積算誤りに関する自己点検の実施を検討する必要がある。
- 設計頻度が低く、担当課に十分な経験がない工種を積算する際には、職員 が適切な積算業務ができるよう、課や区局を越えた支援の強化が必要であ る。

監査の状況

(2) 工事に関する基本的なルールの遵守

今回の定期監査において、安全管理や執行管理など工事に関する基本的なルールの遵守に係る指摘事項の件数は 18件であり、このうち工事の安全管理については、9件と平成23年度の約半数に減少している。また、工事の執行管理に関する指摘事項は9件となっている。

女生官珪に関りる指摘状況					
	監査実施工事	指摘件数	発生率		
22年度	869 件	11 件	1.3%		
23年度	776 件	16 件	2.1%		
24年度	881 件	9 件	1.0%		

安全管理に関する指摘状況

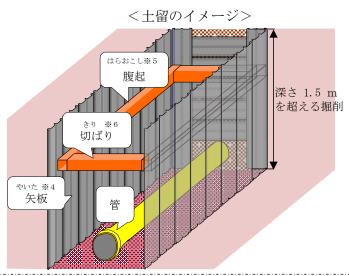
指摘事項

ア 工事安全基準に適合しない作業 (環境創造局、資源循環局、都市整備局、港湾局)

環境創造局、資源循環局、都市整備局及び港湾局が発注した工事及び委託9件において、 次のとおり(ア)から(エ)まで安全に関わる不適切な事例が見受けられた。

ついては、安全管理を適切に行うよう改められたい。【改善済み】

(ア) 下水道整備工事など5件において、深さ 1.5メートルを超える掘削作業で、「建設工事 公衆災害防止対策要綱」により必要となる土留が設置されていなかった。(環境創造局管 路整備課3件及び下水道施設整備課、都市整備局都市再生推進課)



※4 矢 板

土を掘る際、土砂の崩壊等を防ぐための板状の部材

※5 腹 起

矢板に作用する土圧や水圧を支持する部材

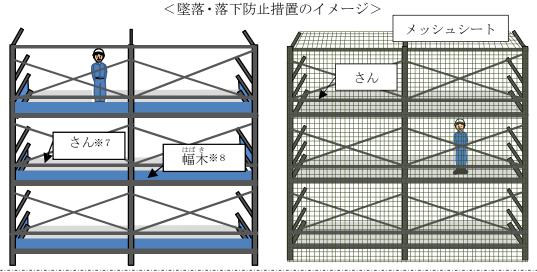
※6 切ばり

土留において、腹起を支持する水平部材

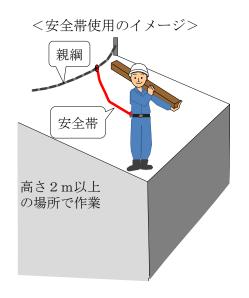
(4) 焼却工場の排ガス分析装置補修工事及びクレーンワイヤー交換委託において、工場構 内作業で「資源循環局工場構内作業基準」により必要となる防じんマスクを着用してい なかった。(資源循環局施設課及び鶴見工場)

<防じんマスクのイメージ>

(ウ) ふ頭上屋の地盤沈下調査委託において、枠組足場で「労働安全衛生規則」により必要となる、作業員の墜落防止の措置や物体の落下防止のための措置がされていなかった。 (港湾局維持保全課)



- ※7 さん
 - 作業員の墜落防止のため、交さ筋かいの下部のすき間に水平に設置される棒状の丈夫な部材
- ※8 幅木 物体の落下及び足の踏みはずしを防止するために作業床の外縁に取り付ける 木製又は金属製の板
- (エ) 建築緊急修繕工事において、高さ2メートル以上の高所作業で「労働安全衛生規則」 により必要となる安全帯を装着していなかった。(港湾局維持保全課)



【対象所属が行った改善内容】

環境創造局、資源循環局、都市整備局及び港湾局では、その局の技術監理担当と連携し、担当課を含めた関係各課を対象とした、今回の指摘事項に関する研修を実施するとともに、再発防止の具体策について検討を平成25年2月末までに行った。

イ 不適切な設計変更の手続(神奈川区、環境創造局)

「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」では、契約金額の増減を伴う工事内容の変更指示を行う場合には、その都度、当該変更指示に対する設計変更伺について、速やかに決裁を得るものとされている。また、その特例として、極めて近い将来に変更指示を続けて行うことが見込まれる場合は、これらの変更指示に対応する設計変更についてまとめて決裁を得ることができるとされている。この決裁における変更指示の範囲は、一定金額未満の場合は当初契約金額の20%以内とされているが、神奈川区の土木事務所及び環境創造局が発注した工事5件において、当初契約金額の20%を超えて変更指示を行っていた。

ついては、同要綱に基づき、設計変更の手続を適切に行うよう改められたい。(神奈川 区神奈川土木事務所、環境創造局管路整備課4件)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

神奈川区では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を担当課で実施するとともに、再発防止の具体策について検討を平成25年2月末までに行った。また、全土木事務所に対し、指摘事項及び実施した研修内容を平成25年2月末までに周知した。

環境創造局では、局の技術監理担当と連携し、担当課を含めた関係各課を対象とした、 今回の指摘事項に関する研修を実施するとともに、再発防止の具体策について検討を 平成25年2月末までに行った。

ウ 設計変更における設計図書の未決裁(消防局)

消防局が発注した備蓄倉庫整備工事において、変更契約が締結されていたが、「横浜市事務決裁規程」により、変更契約を締結するための決裁とは別途必要となる、設計変更における設計図書の決裁がなされていない事例が見受けられた。

ついては、変更契約の締結にあたっては、設計変更図書の決裁を適切に行うよう改められたい。(消防局危機管理課)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

消防局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を担当課で実施するとともに、 再発防止の具体策について検討を平成25年2月末までに行った。

エ 不適切な参考見積りの徴収(道路局)

道路局が発注した建屋解体設計業務委託において、局の「入札参加資格審査・指名業者 選定委員会要綱」で定められた「入札参加資格審査・指名業者選定委員会」で審議を行う べき参考見積りを徴する業者の選定について、審議を実施していない不適切な事例が見受 けられた。

ついては、要綱に基づき、参考見積りを徴する業者の選定について審議を実施することを徹底されたい。(道路局施設課)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

道路局の担当課では、「入札参加資格審査・指名業者選定委員会」の担当課と連携し、 担当課を含めた関係各課を対象とした、今回の指摘事項に関する研修を実施するとと もに、再発防止の具体策について検討を平成25年2月末までに行った。

オ 不適切な随意契約 (経済局)

経済局が発注した消防用設備保守点検業務委託において、一般的な消防設備の保守点検 であるにもかかわらず、2件に分割して随意契約で発注している事例が見受けられた。

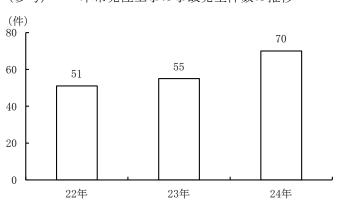
ついては、分割することなく競争入札で発注するよう改められたい。(経済局食肉市場 運営課2件)

監査結果を踏まえた課題

ア 工事の安全管理

本市では、工事の安全管理に関する取組として、事故防止や安全管理の遵守のため、財政局公共施設・事業調整課が中心となって「工事安全会議」を設置し、工事の安全管理に関する研修等を行っている。

しかしながら、本市発注工事における事故件数については、平成24年は 70 件であり、平成23年から 15件増加している。



(参考) 本市発注工事の事故発生件数の推移

出典:横浜市財政局公共施設・事業調整課資料

今回の監査においては、工事の安全管理に係る指摘件数は減少しているが、 引き続き、工事の安全管理に向けた取組の強化が求められる。

安全管理に係る過年度と同様な指摘事項の状況

指摘事項	平成20~24年度 の累計	うち 平成24年度
土留の未設置	30 件	5 件
工事足場の安全措置	12 件	1 件
安全帯の未装着	2 件	1 件

イ 工事の執行管理

土木事務所発注の管内一円工事における不適切な経理処理を受けて、設計変更手続など工事に関する基本的な執行管理の手続等を定めた「管内一円工事の手引き」が平成24年4月に策定されるなど、適切に工事の執行管理を行うため、設計・施工監理・検査などに関する規定や要綱等が定められている。

しかしながら、今回の監査においても、設計変更手続などにおいて誤りが見受けられた。工事における基本的なルールを十分に理解し、遵守することは本市職員の責務であり、担当職員だけでなく各区局において再発防止に取り組む必要がある。

以上を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見 4-2 基本ルールの再確認と徹底

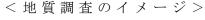
- 工事の安全管理については、人命に係る重要かつ基本的な業務である。 今回もこれまで同様の誤りが繰り返されていることから、不適切な安全管理を未然に防止できるよう、現場確認の徹底や請負業者への指導強化など、安全管理の取組を区局全体で継続的に進める必要がある。
- 工事の執行管理については、基本的なルールを再確認し、職員間の相互 チェック及び所管の責任者による確実な確認を継続的に実施していく必 要がある。

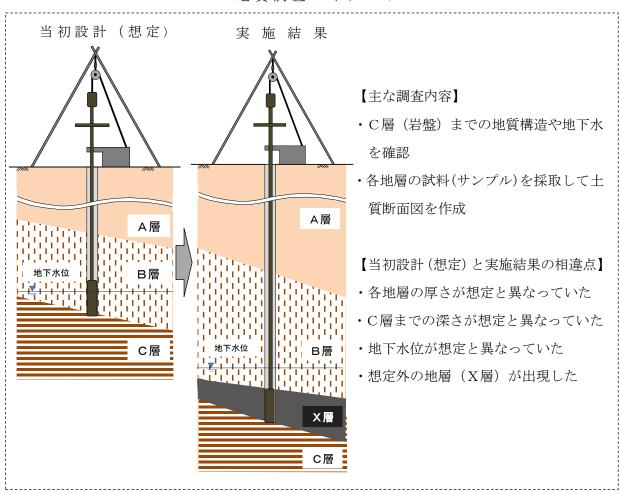
(3) 工事に関連する委託 (測量及び地質調査委託) の変更契約

ア 測量及び地質調査の特性

測量及び地質調査委託は、工事の事前に測量や地質調査を行い、現場状況を明らかにし、その結果を設計・施工に反映させることで、工事を円滑に実施するために行われるものであり、多くの区局で発注され、発注件数も多い委託である。

しかし、実際に着手してみないと分からない不確定要素が多いため、着手 後に追加作業や変更作業が調査期間中に連続して発生することが多い。加え て、正確な調査結果を得るためには、現場での連続作業が必要となるので、 工事と同様に容易に作業を中断することが困難な場合が多い。





変更契約の手続について

変更契約は競争入札の目的や趣旨に反するため、原則として認められてい ないが、現場状況等によりやむを得ない業務内容の変更が生じた場合は、速 やかに変更契約を締結する必要がある。

委託契約については、業務内容及び数量等を確定した上で契約を締結 (「確 定契約」) し、その後の変更については、その都度変更契約を締結すること が基本である。なお、業務内容は確定しているが、数量の確定ができない場 合は「概算数量契約」を適用することができるとされている。ただし、業務 内容の変更や当初契約金額の 10%以上の増加が生じる場合は、変更契約を 締結することが必要である。

監査の状況

工

今回の監査で測量及び地質調査委託をみたところ、確定契約で発注した測量及 び地質調査委託 34件において、業務内容の変更が生じたことから、速やかに変 更契約を締結する必要があったが、作業中断が困難であったため、追加作業や変 更作業を実施した後に変更契約を締結していたものが見受けられた。

(神奈川区神奈川土木事務所、環境創造局管路整備課 15件及び公園緑地整備課 9件、建築局住宅整備課及び施設整備課、都市整備局市街地整備推進課、再開発 課及び区画整理課、水道局資産活用課、中部工事課及び建設課2件)

現状で求められているルール 工期 変更契約手続中は作業中断 変更契約手続 監督員の指示に基づく追加作業の実施 当 内容変更の発生 変 変 更 初 更 契 契 契 約 約 約 | 今回の事例 監督員の指示に基づく追加作業の実施 変更契約手続 期

<測量及び地質調査委託の変更契約のイメージ>

監査結果を踏まえた課題

今回の確定契約の事例では、委託業務の内容に変更が必要となった場合、本来 は速やかに変更契約の締結が必要であるが、作業中断が困難であったため、やむ を得ず監督員指示書で追加作業や変更作業を指示し、作業を実施した後に変更契 約を締結していた。

概算数量契約の事例では、その多くは工種の追加や 10%以上の増額が必要となり、当初の業務内容や数量との大幅な違いを生じていた。

測量及び地質調査委託に関する現状の手続は、着手後でないと内容・数量が確 定しないという実態に十分に対応できていない状況となっている。

なお、工事については、「横浜市工事設計変更事務取扱要綱^{※9}」の例外規定により、一定の条件と範囲内において監督員指示書による追加作業が可能となっており、工事施工中の不測の事態への対処についての手続が定められている。

※9 横浜市工事設計変更事務取扱要綱(抜粋)

(設計変更の手続)

- 第4条 工事発注局において設計変更をしようとするときは、工事設計変更伺に より決裁を得なければならない。(以下省略) (設計変更の手続の特例)
- 第4条の2 横浜市請負工事監督事務取扱規程第11条第3項に定める工事の内容 の変更の指示(以下「変更指示」という。)を行った場合には、当該変更指示に 対応する設計変更に係る前条の決裁を速やかに得るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、極めて近い将来に続けて変更指示を行うことが見 込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、次の各号に定める 範囲内においてまとめて決裁を得ることができる。
 - (1) 請負金額が 150,000,000円未満の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減 額の合計が請負金額の 20%以内であること。
 - (2) 請負金額が 150,000,000円以上の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減 額の合計が 30,000,000円以内であること。

以上を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見 4-3 工事関連委託における、現場実態に即した変更契約手続の構築に 向けた検討

工事に関連する測量及び地質調査委託は、着手してみないと判明しない作業内容を含むという性質を有しており、作業の中断も困難であることが多いが、現行の変更契約手続に係る制度は、このような現場実態に柔軟に適応できる制度とはなっていない。

現場の実態に即した変更契約手続の構築について検討することが必要である。

5 財政援助団体等

財政援助団体等*1においては、本市からの出資や補助金を受けていることから、 自主的・自立的かつ効率的な団体運営や、設置目的に沿った施設運営が求められ ている。また、公益性が高い事業であるため、運営の公正性も要求されている。

財政援助団体等における経理処理については、これまでもルールに基づかない 事務処理等について繰り返し指摘している状況を踏まえ、今回の監査においても 引き続き、主に団体等の経理事務が関係法規等に基づき適正に執行されているか、 過去の監査でも改善を求めてきた現金・物品の管理及び決算関係書類の作成等が 正確になされているかについて確認を行った。

また、指定管理施設においては、本市との協定に基づき適正に施設の管理・運営がされているかについて監査を行った。

※1 財政援助団体等

本市が25%以上の出資をする団体、補助金等を交付している団体又は指定管理者

財政援助団体等に係る監査対象

団体名	所管局課	出資	資比率及び出資額
横浜シティ・エア・ターミナル 株式会社	都市整備局都市交通課	出資比率出資額	51.7% 15 億 5,000 万円
公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー	文化観光局 観光振興課	出資比率出資額	35.0% 3億 5,000万円
横浜ウォーター 株式会社	水道局 事業開発課	出資比率出資額	100% 1 億円

注 出資比率及び出資額は平成24年7月現在の数値

公の施設の管理団体(指定管理者)に係る監査対象

団体名	所管局課	対象とする公の施設	指定管理料
公益財団法人	文化観光局	横浜みなとみらいホール	4億4,801万円
横浜市芸術文化振興財団	文化振興課	横浜市芸能センター (横浜にぎわい座)	1億 9,090万円

注 指定管理料は平成23年度決算額(金額は万円単位で表示し、単位未満は四捨五入)

監査の状況

(1) 経理処理

団体の経理処理については、おおむね適正に行われていたが、一部において 簿外による不適切な現金・物品管理等や、決算書の一部項目における誤りが見 受けられた。

指摘事項

ア 現金、金券類の不適切な管理(公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー、公 益財団法人横浜市芸術文化振興財団、横浜ウォーター株式会社)

現金、金券類の管理についてみたところ、次のような事例が見受けられた。 ついては、適切な取扱いとなるように改められたい。

(ア) 貯蔵品として管理している図書カード及びコンベンション参加者の市内移動のため に購入した市営交通一日乗車券等の金券類について帳簿を作成しておらず、払い出し数 量の把握や残数の管理が適切に行われていなかった。(公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー)【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローは、貯蔵品の受払簿を作成し 管理を行うこととした。

(イ) 横浜市芸能センター (横浜にぎわい座) では、事業に必要な切手及び収入印紙を購入 し事務所に備付けの金庫に保管しているが、帳簿で管理されていなかった。(公益財団 法人横浜市芸術文化振興財団)【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団では、切手及び収入印紙の受払簿を作成し 管理を行うこととした。

- (ウ) 横浜みなとみらいホールでは、オルガン・1ドルコンサートで領収した外貨のうち、 硬貨(監査日時点での円換算計 1,265円) について帳簿で管理されていなかった。(公 益財団法人横浜市芸術文化振興財団)
- (エ) 横浜みなとみらいホールでは、職員の立替払の精算を3日以内に行うことと定めているが、両替手数料分の立替払について2か月経過後に行われていたものがあった。(公益財団法人横浜市芸術文化振興財団)【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団は、現金の取扱いについて平成25年2月末までに研修を実施した。

(オ) 現場事務所で使用する小口現金について、要領で1回あたりの入出金限度額を定めていたが、限度額を超えた入出金が12回行われていた。

また、日々の支払に対応するため小口現金用の口座を用意していたが、口座残高が不足した際には、規程にない立替払が行われていた。(横浜ウォーター株式会社)【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

横浜ウォーター株式会社は、小口現金の取扱いについて要領を改正し、社内向け 通知により現金の適正な取扱いについて周知し、併せて平成25年2月末までに研修 を実施した。

(カ) 海外出張時に必要となる通信代等の現地経費について、帰国後、残金(217,590円) を3か月間返納せず職員が保管していた。(横浜ウォーター株式会社)【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

横浜ウォーター株式会社は、出張経費に係る台帳を作成して管理するとともに、 社内向け通知により現金の適正な取扱いについて周知し、併せて平成25年2月末までに研修を実施した。

イ 物品管理の不備(公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー、公益財団法人横 浜市芸術文化振興財団、文化観光局)

団体等が本市から借り受け、管理している物品について抽出してみたところ、次のような事例が見受けられた。

ついては、適切な取扱いとなるように改められたい。

(ア) 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローが運営する横浜人形の家における本市貸付物品について現物を照合したところ、一部所在が不明であった。(公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー、文化観光局観光振興課)

該当物品一覧

貸与年月日	品名	数量
昭和61年4月1日	家具	4点
昭和61年4月1日	入館券自動券売機	1点
	5点	

(4) 横浜みなとみらいホール及び横浜市芸能センター(横浜にぎわい座)の両施設において本市貸与物品の現物と物品管理簿を照合したところ、物品管理簿への記載がない物品が 14点あった。(公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、文化観光局文化振興課) 【改善済み】

物品管理簿記載漏れ物品一覧

施設名	購入年度	品名	個数	単価(円)	金額(円)
横浜市芸能	13年度	鳥の子屏風	2	748,000	1, 496, 000
センター	13年度	金の屏風	2	800,000	1,600,000
(横浜にぎわ	14年度	ポスター用印刷機	1	261,000	261,000
い座)		計	5	_	3, 357, 000
横浜 みなとみらい ホール	23年度	ピアノ椅子	1	110,000	110,000
	23年度	デスクトップパソコン	5	144, 300	721, 500
	23年度	ノートパソコン	3	135, 400	406, 200
		計	9	_	1, 237, 700

【対象所属が行った改善内容】

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団及び文化観光局は、当該物品を物品管理簿に 記載した。

(ウ) 横浜みなとみらいホールにおいて、本市貸与物品について、物品管理簿への移設廃棄の記録がなかった物品が8点あった。(公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、文化観光局文化振興課)【改善済み】

移設等の記録がなかった物品一覧

購入年度	品名	数量	単価(円)	金額(円)	備考
9年度	グランドピアノ スタインウェイ	1	11, 950, 000	11, 950, 000	21年度横浜美術館へ移設
9年度	グランドピアノ ヤマハ	1	2, 730, 000	2, 730, 000	15年度横浜美術館へ移設
12年度	パソコン一式 及び付属品一式	1	6, 366, 570	6, 366, 570	19年度以前に廃棄
11年度	ホール施設 予約システム	1	1,627,500	1, 627, 500	18年度に廃棄
9年度	自動吸煙灰皿	2	807, 500	1, 615, 000	18年度に廃棄
9年度	自動吸煙灰皿	2	840, 000	1, 680, 000	18年度に廃棄

【対象所属が行った改善内容】

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団及び文化観光局は、当該物品の移設又は廃棄 について物品管理簿へ記載した。

(エ) 横浜市物品規則により会計管理者へ報告する重要物品(本市所有の1件 100万円以上の物品)の増減及び現在高について、報告内容と物品管理簿を照合したところ、ピアノ22台(うち横浜みなとみらいホールは 10台:合計金額約 9,236万円)について、数量

は一致するが金額に相違があった。(文化観光局文化振興課)

ウ 決算書の誤り(横浜シティ・エア・ターミナル株式会社、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー、横浜ウォーター株式会社)

平成23年度決算における決算書(貸借対照表等)についてみたところ、次のような誤りがあったため、適正に計上されたい。

(ア) 退職給付引当金^{※2}の算定にあたり、簡便法を適用し退職手当期末要支給額を見積債務額としているが、基本給を年度末支給額ではなく、平成24年度以降の昇給等を加味した額で積算したため、約138万円多く積算されていた。

また、勤続年数に応じた支給率を乗じる際に、端数月分を含めずに算定していたため、 約 121万円少なく積算していた。(横浜シティ・エア・ターミナル株式会社)

- (4) 平成24年6月分の賞与支給見込額約 1,390万円について、平成23年度決算においては 債務として確定していないため「賞与引当金」として計上すべきところ、確定債務に用 いる「未払費用」勘定で計上していた。(横浜シティ・エア・ターミナル株式会社)
- (ウ) 賞与引当金の算定にあたり、平成24年4月1日改定の細則により積算すべきところ、 一部旧細則を採用し積算を行ったこと等により、約42万円多く計上していた。(公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー)
- (エ) 役務の提供完了若しくは物品の納入時期が平成24年度であるもの約 71万円について、 その全てを平成23年度に費用計上し、未払金として処理していた。(公益財団法人横浜 観光コンベンション・ビューロー)
- (オ) 平成23年度決算における賞与引当金の算定にあたり、4月以降採用者分を対象に含めていたこと等により、総支給見込額を約503万円多く積算していた。

また、算定にあたっては、内規に基づき平成23年度下半期6か月分を計上するところ、 4か月分を計上したため、約64万円少なく計上していた。(横浜ウォーター株式会社)

※2 引当金

支出する時期が将来であっても、その発生原因が当年度以前に起こっており、かつ発生の可能性が高く金額を合理的に見積もることができる場合には、当年度決算において発生額を費用計上し、残高を負債計上する必要がある。

引当金計上すべきものとしては将来支払う見込みの退職金のうち当年度以前の勤務によって発生する額を計上する「退職給付引当金」や、翌年度支払う見込みの賞与のうち当年度の勤務に係る額を計上する「賞与引当金」などが挙げられる。

エ その他指摘事項(横浜ウォーター株式会社)

横浜ウォーター株式会社は、退職金について社員就業規則で、「(前略)退職した場合は、 別に定めるところにより退職金を支給する」と定めているが、退職手当支給に関する詳細 規程を定めていなかった。

労働基準法では、「退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期 に関する事項」を定めなくてはならないとされているため、速やかに退職手当の支給に関 する詳細規程を整備されたい。(横浜ウォーター株式会社)

監査結果を踏まえた課題

今回見られたような簿外による現金類の管理、関係法規等に基づかない処理及び勘定科目の誤りなどの不適切な経理処理については、これまでの監査でも繰り返し指摘してきたところである。

財政援助団体等によっては、経理事務を少人数で行っているところもあるが、 職員数にかかわらず管理職によるダブルチェックを行うなど、それぞれの団体に おいて現金類の管理や経理に関する規程等が遵守されるよう、確実に取り組む必 要がある。

また、決算書を作成する上で、引当金等の積算や勘定科目の表示誤りをなくす ためには、経理担当者や責任者に対する会計専門知識の習得に向けた環境整備を 行うことも重要である。

以上を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見5 経理処理についてのチェック体制の整備及び意識啓発

監査対象となった財政援助団体等においては、過去に指摘したような、現金・物品管理などに関する不適切な経理処理が今回も散見された。

団体においては、引き続き不適切な経理の防止に向けた次のような取組を推進する必要がある。

- 現金・物品管理に関する研修や定期的な職場内点検等の機会を通じ、経 理処理の重要性について職員に対する意識啓発を行う。
- 現金・金券管理や決算事務において、管理職による適切なダブルチェック体制を整備する。
- 経理担当者等に対し、専門知識習得のための研修体制を整える。

また、団体所管課においても、これらの取組を団体が積極的に推進するよう指導する必要がある。

(2)対象団体の事業運営の状況

本市の出資団体に対する監査については、次の3団体に対して実施した。 各団体の事業運営の状況は、次のとおりであった。

なお、横浜ウォーター株式会社は、設立以来初めて監査対象となったことから、 監査委員による実地監査も行った。

ア 横浜ウォーター株式会社

横浜ウォーター株式会社は、本市水道局の技術力やノウハウ等を活用して国内外の水道事業に貢献するとともに、新たな収益を確保して水道局及び利用者に還元することを目的として、平成22年7月に横浜市の全額出資により設立された。

事業運営の状況

平成23年度の当期純利益は約500万円、総売上高は約2.4億円である。このうち、約1.8億円の売上は川井浄水場運転管理業務など本市水道局からの受託によるものである。このほかの事業展開として、海外水道事業に関するコンサルティング業務などの国際関連事業*3や、企業等への研修事業*4を実施している。

事業運営状況を踏まえた課題

現在、売上げの約7割を占めている本市水道局からの受託事業は、平成25年度末及び平成26年度末をもって順次終了することとなっている。現時点では、これに代わる新規受託の見通しは不透明であり、状況によっては今後の収益構造が悪化することも懸念される。本市水道局の培ってきた技術力を活用して収益を上げ、水道局及び利用者に還元するという設立目的を達成できるよう、今後の事業収益の確保に向けて一層の経営努力が求められる。

※3 国際関連事業

JICA等援助機関からの調査案件、研修員受入事業、海外水道事業に関する コンサルティング業務等を実施

※4 研修事業

水道技術や事業経営に関する研修・講座や、水道に関するセミナーを実施



横浜ウォーター株式会社で 事業の状況等についてヒア リングを行う監査委員 <平成25年1月22日>

イ 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社

横浜シティ・エア・ターミナル株式会社は、神奈川県域在住の航空旅客のアクセスとして、シティ・エア・ターミナル及び自動車ターミナル等交通施設の所有及び経営、航空運送事業者・航空旅客及び航空貨物並びに自動車運送事業者に対する役務の提供、貨物自動車運送事業、物品販売業務等の事業を営むことを目的に、横浜市、神奈川県及び地元経済団体により昭和54年1月に設立された。

事業運営の状況

鉄道会社による空港へのアクセス向上の取組が強化されるなど、主力路線である成田及び羽田空港線の競争が厳しくなる中、平成23年度に成田空港線運賃割引キャンペーンの実施、新規路線(浮島、伊勢鳥羽、博多)の誘致等により収益の確保を図るとともに、赤字部門であった旅行部門の廃止などに取り組んだ。

これらの取組により、本市と締結した協約の目標である、当期純利益の黒字を継続するとともに、平成23年度のバス利用客数も約304万人と、目標の約289万人を上回っている。

ウ 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローは、横浜市及び神奈川県を中心とする産業、技術、情報及び歴史的、文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図り、地域経済の活性化、人的交流の促進及び国際相互理解を進め、もって地域社会の健全なる発展に資することを目的として、昭和63年11月に設立され、平成23年11月に公益財団法人に移行した。

国内外からの観光客の誘致及び滞在支援、コンベンションの誘致・開催等、 上記目的に係る事業のほか、横浜人形の家の管理・運営等の事業を行っている。

事業運営の状況

海外及び国内向けセールス活動や国際商談会への参加等、横浜の競争力強化に向けた取組を行っているが、平成23年度は東日本大震災等の影響で市内での国際会議開催件数が市との協約の195件に届かず、182件となった。

同様に、本市への来訪者数も震災後は落ち込んだが、国内外誘客の推進のための「リカバリープラン」や、修学旅行マーケットに係る取組等により6月以降、集客を回復させるなど、本市の補助事業の実施により観光・MICE推進に寄与している。

表 1 区局及び統括本部に係る監査実施対象一覧(事務関係)

	事務関係			
区局統括本部名	公有財産 (土地・建物) の管理	福祉保健センターに係る事務	経理事務	
神奈川区		こども家庭支援課 保護課 保険年金課	こども家庭支援課 保護課 保険年金課	
栄区	総務課	こども家庭障害支援課 保護課 保険年金課	総務課(助成金事務のみ) こども家庭障害支援課 保護課 保険年金課	
瀬谷区	総務課	こども家庭支援課 保護課 保険年金課	総務課(助成金事務のみ) こども家庭支援課 保護課 保険年金課	
温暖化対策統括本部	総務課		総務課(助成金事務のみ) 調整課 プロジェクト推進課	
政策局	政策課国際政策課		環境未来都市推進課 政策課 国際政策課	
総務局	管理課 人材開発課		管理課 人材開発課 I T活用推進課	
財政局	管財課 資産経営課 取得処分課	税務課(国民健康保険料債権)	総務課	
市民局	地域施設課	DESCRIPTION (LE)	男女共同参画推進課 市民活動支援課 地域施設課	
文化観光局	コンベンション振興課		企画課 総務課 コンベンション振興課	
経済局	産業立地調整課 中央卸売市場南部市場運営課 中央卸売市場食肉市場運営課 保育運営課		産業立地調整課 中央卸売市場南部市場運営課 中央卸売市場食肉市場運営課 保育運営課	
こども青少年局		西部児童相談所 こども家庭課 中央児童相談所	障害児福祉保健課 西部児童相談所	
健康福祉局	障害企画課	保護課 保険年金課	保護課 保険年金課 障害企画課 政策課	
環境創造局	経理経営課 公園緑地管理課		以東課 環境エネルギー課 環境活動支援センター	

	事務関係				
区局統括本部名	公有財産(土地・建物) の管理	福祉保健センター に係る事務	経理事務		
資源循環局	総務課		総務課 瀬谷事務所 鶴見工場		
建築局	住宅管理課		都市計画課 住宅整備課 住宅管理課		
都市整備局			みなとみらい21推進課 都市デザイン室		
道路局	金沢八景駅東口開発事務所建設課		金沢八景駅東口開発事務所 施設課 建設課		
	河川管理課 道路調査課 経理課		河川管理課 経理課		
港湾局	管財第一課 施設課		港湾経営課 管財第一課 施設課		
消防局	資産活用課		地域安全支援課		
水道局			サービス推進課 小雀浄水場		
交通局	事業開発課		事業開発課 鶴見営業所 施設課		
病院経営局	経営企画課脳血管医療センター管理課		脳血管医療センター管理課 脳血管医療センター医事課 脳血管医療センター連携相談課		
会計室			会計管理課		
教育委員会事務局	教育施設課		教育施設課 人権教育・児童生徒課 西部学校教育事務所教育総務課		
選挙管理委員会事務局			選挙課		
人事委員会事務局			調査課		
監査事務局			監査課		
議会局			総務課		

表 2 区局及び統括本部に係る監査実施対象一覧(工事)

区局名	工事
神奈川区	神奈川土木事務所
栄区	栄土木事務所
瀬谷区	瀬谷土木事務所
環境創造局	技術監理課、みどりアップ推進課、環境活動支援センター、公園緑地維持課、動物園課、公園緑地整備課、北部公園緑地事務所、南部公園緑地事務所、管路保全課、管路整備課、下水道施設管理課、北部第一水再生センター、南部下水道センター、都筑水再生センター、栄水再生センター、下水道施設整備課、下水道設備課
資源循環局	業務課、港南事務所、緑事務所、産業廃棄物対策課、施設課、処分地管理課、鶴見工場、旭工場、金沢工場
建築局	住宅整備課、宅地企画課、違反対策課、保全推進課、施設整備課、電気設備課、機械設備課
都市整備局	都市交通課、都市再生推進課、みなとみらい21推進課、地域まちづくり課、市街地整備調整課、市街地整備推進課、金沢八景駅東口開発事務所、再開発課、区画整理課
道路局	企画課、施設課、建設課、橋梁課、事業調整課、河川管理課、河川事業課
港湾局	管財第一課、賑わい振興課、南本牧事業推進課、建設課、維持保全課
水道局	総務課、資産活用課、水道記念館、情報システム課、給水課、北部工事課、西部工事課、南部工事課、中部工事課、北部第一給水維持課、北部第二給水維持課、西部第一給水維持課、西部第二給水維持課、南部第一給水維持課、中部第一給水維持課、中部第二給水維持課、浄水課、設備課、西谷浄水場、川井浄水場、小雀浄水場、水質課、建設課、工業用水課
交通局	施設課、車両課、建築課、電気課、建設改良課
経済局 ※ 今回追加した局	中央卸売市場本場運営調整課、中央卸売市場食肉市場運営課
消防局 ※ 今回追加した局	危機管理課、情報技術課、地域安全支援課、計画課

表3 監査委員による実地監査

実施日	対象区局等	主な内容	担当監査委員
W. +20.4/T:	道路局都市整備局	・工事の安全管理について 〈舞岡川遊水地建設工事〉 〈東部方面線羽沢駅(仮称)整備工事〉	川内委員 森 委員
平成24年 11月22日	財政局道路局	・財政局による公有財産(土地・建物)の管理について 〈土地建物管理システム〉 ・道路局による道路及び道路用地の管理 について 〈道路台帳システム〉	山口委員 尾立委員 仁田委員
平成25年 1月18日	瀬谷区	・生活保護事務の実施状況について ・児童虐待への対応について ・経理事務について	川内委員 尾立委員 森 委員
平成25年 1月22日	横浜ウォーター株式会社	・経営状況について・経理事務について	川内委員 山口委員 仁田委員